

第2次上里町
環境基本計画

緑空水を大切に

自然と共生するまち
かみささ



上里町マスコットキャラクター
かみぎっち

第2次上里町環境基本計画

平成29年3月

上里町

平成29年3月

上里町



上里町

第2次上里町環境基本計画の策定にあたり

上里町は、埼玉県のも最北端に位置し、清流「烏川・神流川」の恩恵を受け、農村地帯として歴史や文化が育まれてまいりました。また、関越自動車道、国道17号、JR高崎線などの交通網の整備により、都市近郊のベッドタウンとして成長を遂げてまいりました。平成27年12月には上里サービスエリアにスマートインターチェンジが開通し、地域の交流拠点として発展が期待されています。

本町では平成12年9月に「上里町環境基本条例」を策定し、その基本理念を実現するため、平成15年3月には第1次となる「上里町環境基本計画」を策定し、総合的かつ計画的な環境政策を推進してまいりました。この間、地球温暖化や記録的な集中豪雨、微小粒子状物質PM2.5などの地域・国を超えた環境問題が提起されるとともに、平成23年3月の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響は、日本全体が環境に関する意識を見直す契機となりました。

今回、第1次計画の期間満了に伴い、多様化する環境課題に対応するため、新たに「第2次上里町環境基本計画」を策定いたしました。前計画を踏襲し「緑、空、水を大切に、自然と共生するまち かみさと」を基本理念に掲げ、「生活環境の保全と創出」「地球温暖化対策の推進」「ごみの減量化・リサイクルの推進」「田園環境の保全と歴史・文化の継承」という4つの基本方針を定めました。この計画は、第1次で進めてきた取り組みを継続するとともに、多様化する環境問題に対応し、健康で恵み豊かな環境を将来へ引き継いでいくために、町民、事業者、町が一体となって協働するための指針となるものです。

だれもが、「住んでよかった」「住んでみたい」と思える上里町を目指し、環境行政の着実な推進に努めてまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、環境に関するアンケートにご協力をいただきました町民の皆様、事業者の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りました上里町環境審議会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成29年3月

上里町長 関根 孝道



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 基本理念	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の対象	2
5. 計画の期間	2
第2章 上里町の概況	3
1. 地域概況	3
(1) 地勢と位置	3
(2) 人口・世帯数の推移	4
(3) 土地利用	5
(4) 産業	5
(5) 大気質	6
(6) 水質	7
(7) 上下水道	9
(8) ごみ・リサイクル	10
(9) 都市公園	11
(10) 文化財	11
第3章 上里町の現状と課題	13
1. 意識調査	13
(1) 地域環境	13
(2) 地域環境の満足度	14
(3) 歴史・文化	15
(4) 自然環境	16
(5) ごみ問題に対する取り組み	16
(6) 環境保全のための取り組み	18
(7) 今後の上里町について	19
(8) 将来の上里町について	20
2. 町の取り組み	21
(1) 大気質	21
(2) 水質	21
(3) 騒音・振動・悪臭・その他の化学物質	21
(4) 動物・植物	21

(5) 公園・緑地	22
(6) 歴史・文化	22
(7) 修景・街並み	22
(8) ごみ・リサイクル	22
(9) 資源・エネルギー	23
(10) 環境保全活動・教育・学習・情報共有	23
3. 第1次上里町環境基本計画の整理と課題の抽出	24
(1) 第1次計画の概要	24
(2) 現況の整理と課題の抽出	25
4. 課題と方向性の総括	28
第4章 目標と方針	29
1. 基本方針	29
2. 望ましい環境像	29
第5章 施策の展開	30
1. 施策の体系	30
2. 環境施策	32
第6章 環境配慮指針	43
1. 町民の環境配慮指針	43
2. 事業者の環境配慮指針	49
第7章 計画の推進体制と進行管理	55
1. 計画の推進体制	55
(1) 庁内体制	55
(2) 国や県、関係機関、関係自治体との連携、協力	55
(3) 町民、事業者との連携、協力	55
(4) 上里町環境審議会	55
2. 計画の進行管理	56
資 料 編	
資料1 上里町環境基本計画策定の経緯	59
資料2 上里町環境基本条例	60
資料3 上里町環境審議会条例	64
資料4 上里町環境審議会委員名簿	66
資料5 上里町環境基本計画等策定委員会設置要綱	67
資料6 上里町環境基本計画等策定委員会委員名簿	68

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景と目的

上里町では、豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくために、平成12年9月に「上里町環境基本条例」を制定しました。この条例は、上里町の環境の保全と創造に関する基本理念を定めています。この基本理念に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年3月に「上里町環境基本計画」を策定し、町民・事業者・町が協働して環境保全の取り組みを進めてきましたが、目標年度である平成27年度を迎えました。

上里町を取り巻く環境は策定後13年間で刻々と変化しています。都市型環境の整備が進む中で騒音、悪臭などの生活型公害の顕在化や、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による放射性物質への対応や、電力供給不足によるエネルギー利用の見直しなど、様々な課題をもたらし、環境に対する意識を変えていくことが求められています。一人ひとりがこれら環境問題を認識し、積極的に環境保全に取り組んでいく必要があります。

この度、「第2次上里町環境基本計画」を策定し、新たに計画期間を設け、時々刻々と変化する環境問題に柔軟に対応するため、町民・事業者・町の三者が連携しつつ、それぞれの役割に応じた取り組みが継続的に推進される施策を展開します。

2. 基本理念

本計画は、「上里町環境基本条例」の基本理念（第3条）に基づき、以下の3つを基本理念として掲げます。

上里町環境基本条例 第3条（基本理念）

1. 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で豊かな環境を享受するとともに、安全で健康的かつ文化的な生活を将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

上里町環境基本計画の基本理念

1. 良好な環境の確保と、将来への継承
2. 町民、事業者、滞在者、町の公平な役割分担の下、持続的に発展できる社会の構築
3. 事業活動及び日常生活における地球環境保全への取り組み

3. 計画の位置づけ

本計画は、「上里町環境基本条例」第 9 条に基づいて定めるものであり、町の環境の保全と創造を図るうえで最も基本的な計画です。また、町の最上位計画である「第 5 次上里町総合振興計画」の環境分野における計画として位置づけます

これらの計画は、都市計画マスタープランや一般廃棄物処理基本計画などの個別計画とは環境の保全と創造に関して連携・調整を図ります。

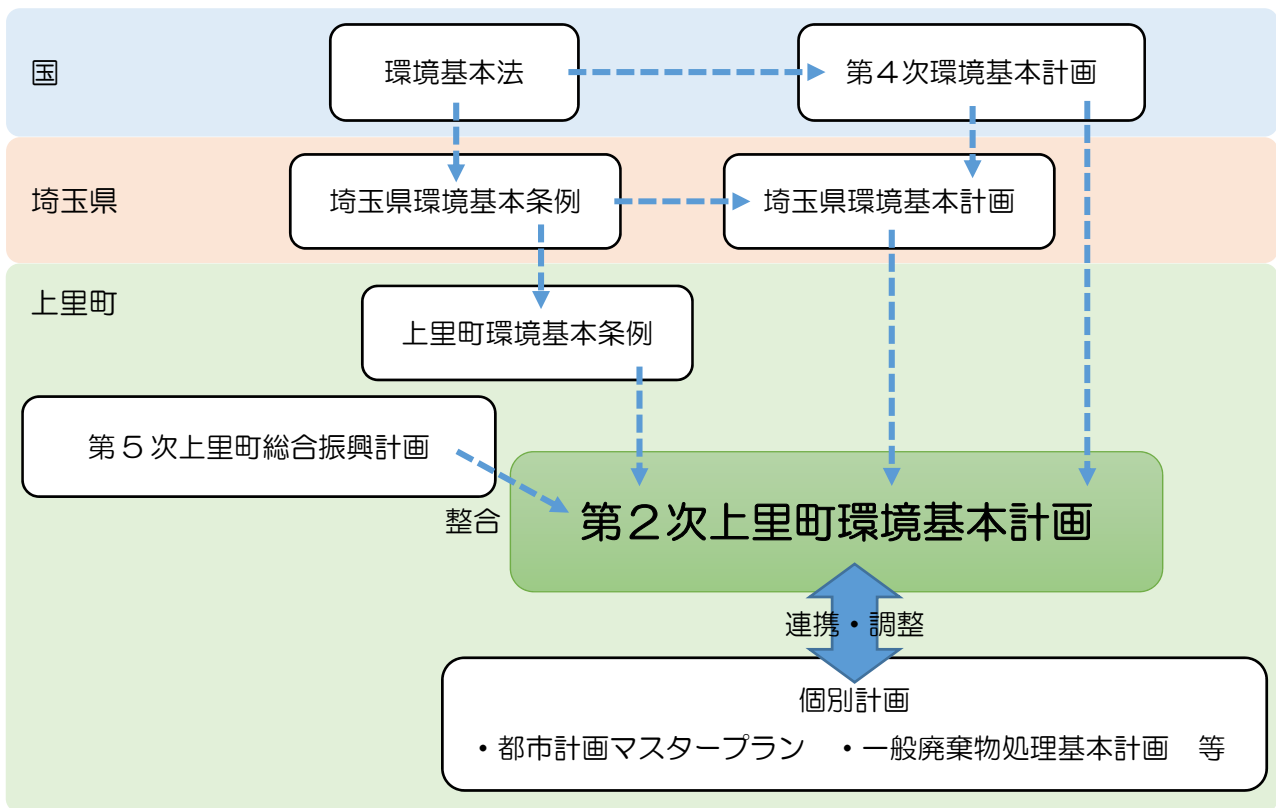


図 計画の位置づけ

4. 計画の対象

計画の対象範囲は上里町全域とします。町民、事業者、町が一体となって計画を推進します。

ただし、河川流域の問題や、廃棄物処理など広域的な取り組みが必要な場合は、国、埼玉県、関連する自治体などと連携を図ります。

5. 計画の期間

計画の期間は、上位計画である上里町総合振興計画と整合を図り、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。また、上里町総合振興計画の見直しに併せ、概ね 5 年ごとに見直しを行います。

環境問題を取り巻く経済情勢などが大きく変化し、本計画との整合が図れなかった場合や、進捗管理における評価結果において修正が必要と判断された場合には、適宜見直しを行います。

第2章 上里町の概況

1. 地域概況

(1) 地勢と位置

本町は、埼玉県の最北端で東京都から 85km 圏内に位置します。広さは南北に 5.5km、東西に 6.0km、総面積約 29.18km²で烏川、神流川の 2 大河川を境にして群馬県と隣接しています。

地形は、烏川及び神流川に沿って北西部が神流川低地、南東部が本庄台地となっており、表層は、低地で未固結堆積物（砂泥堆積物、砂質泥堆積物、泥質礫堆積物）が、台地は火山性岩石ロームが占めています。

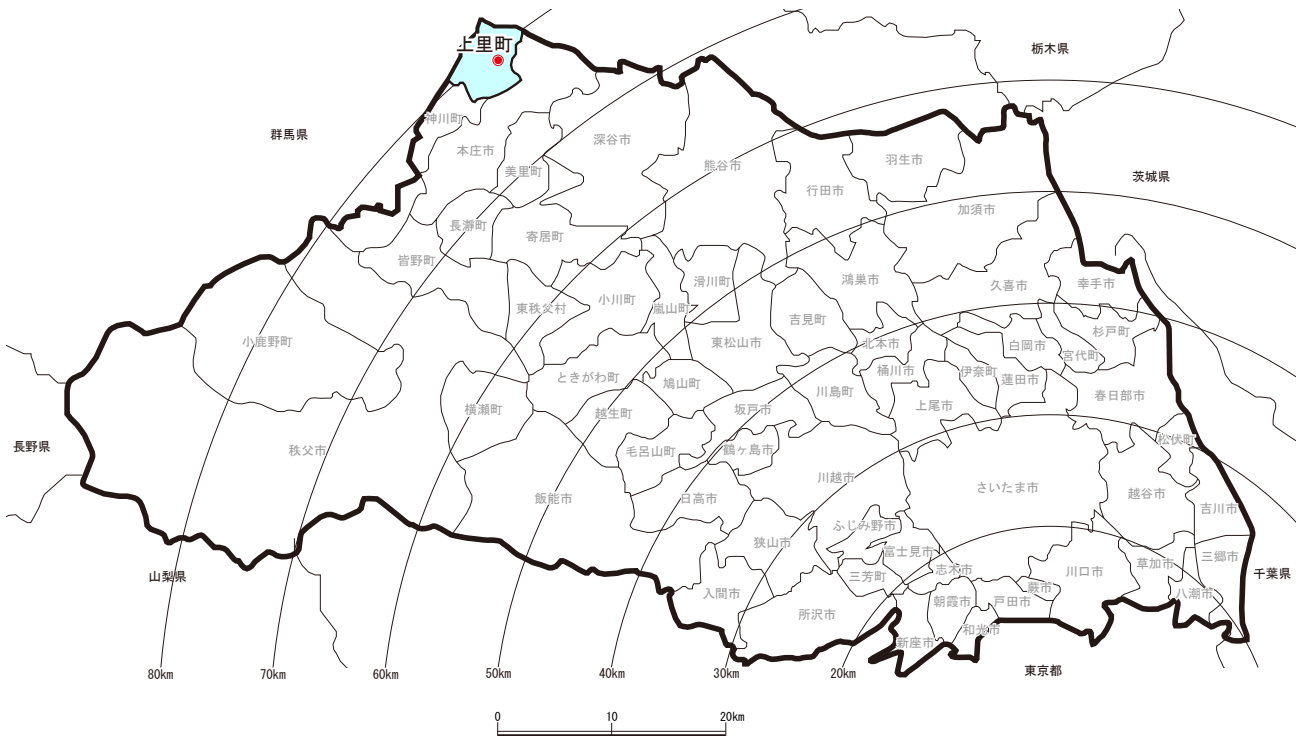


図 上里町の位置

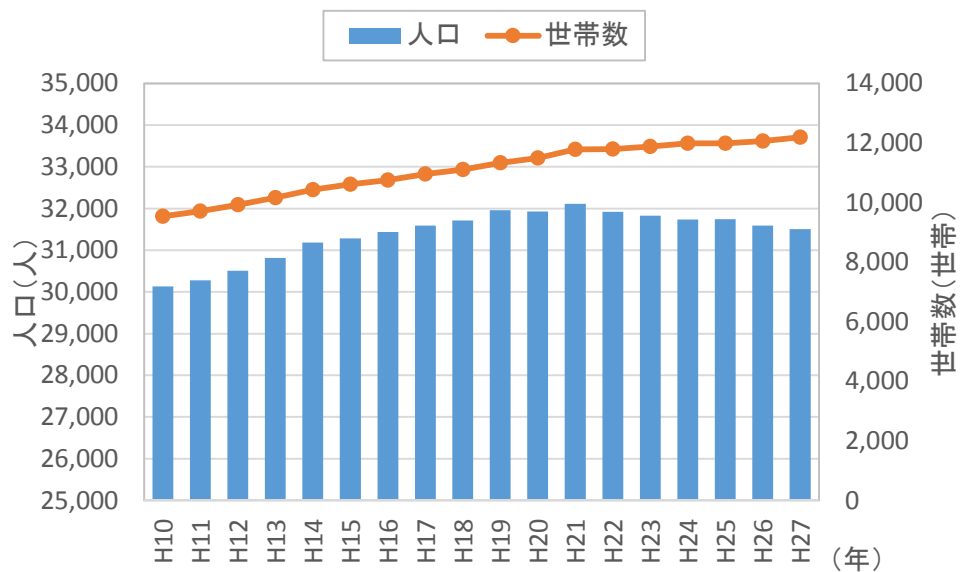


注)「地形分類図」(国土調査、国土交通省国土政策局)を基に作成。

図 上里町の地形

(2) 人口・世帯数の推移

平成 27 年 1 月 1 日現在の本町の人口は 31,507 人、世帯数は 12,191 世帯です。経年変化を見ると、人口は平成 21 年まで増加傾向を示していましたが、以降は減少傾向に転じています。その一方、世帯数は現在まで増加し続けており、近年の社会情勢変化による単身世帯、核家族の増加が要因であると推測されます。



注) 各年 1 月 1 日現在

図 上里町の人口と世帯数

出典：「町(丁)字別人口調査」(埼玉県)

(3) 土地利用

平成 26 年 1 月 1 日現在の土地利用は、田 363.8ha、畑地 870.4ha、宅地 671.1ha、池沼 0.5ha、山林 12.8ha、原野 5.5ha、雑種地 172.9ha、その他 824.0ha となっており、その他を除き、畑地が 29.8%と最も多く、次いで宅地が 23.0%となっています。経年変化を見ると、宅地が拡大傾向にあり、田、畑の農地が概ね減少傾向を示しています。

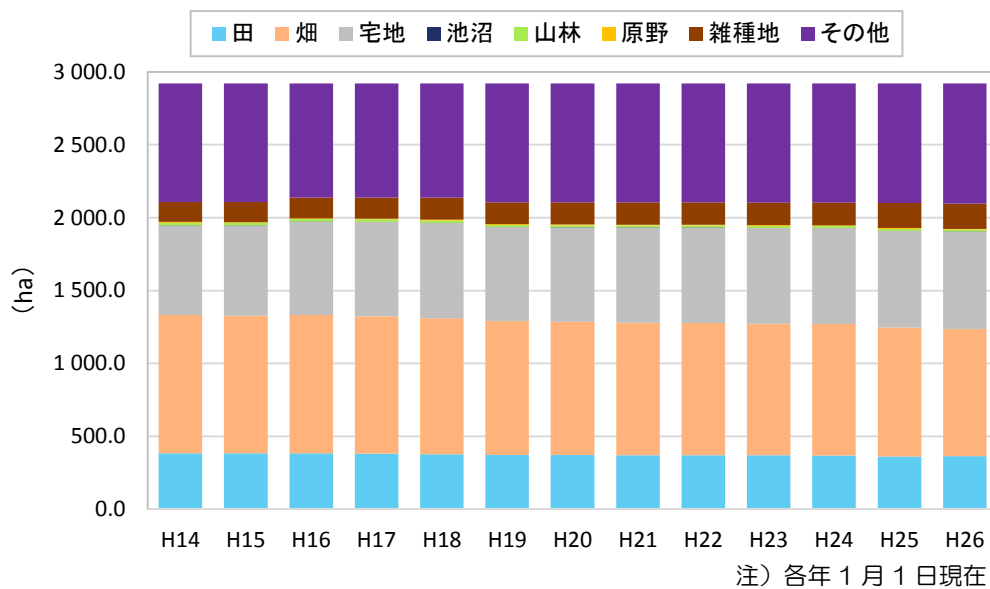


図 上里町の地目別土地面積

出典：「埼玉県統計年鑑」(埼玉県)

(4) 産業

国勢調査による産業分類(大分類)別の就業者数は、経年変化を見ると、第三次産業が増加傾向を示しているのに対し、第一次及び第二次産業が減少傾向を示しています。平成 2 年と平成 22 年で比較すると、第三次産業で 3,021 人増加している一方、第一次産業で 726 人、第二次産業で 267 人減少しています。

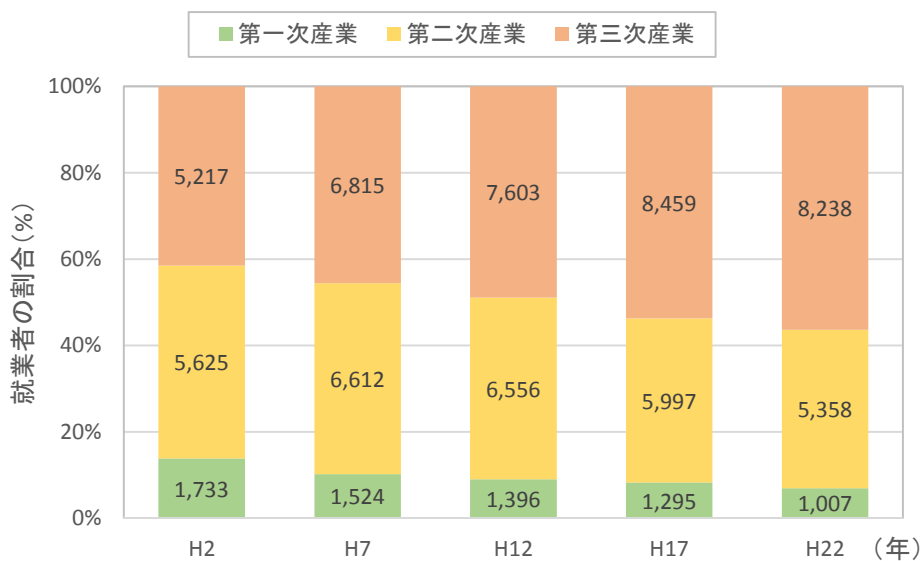


図 産業分類別就業者

出典：「国勢調査」(総務省統計局)

(5) 大気質

本町では大気の常時監視測定局は設置されていませんが、近傍として本庄市に本庄測定局と本庄児玉測定局（いずれも一般局）が設置されています。それら測定局における大気測定結果の経年変化を見ると、光化学オキシダントは環境基準を超える時間数が増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向となっています。その他の項目については、減少傾向を示し、近年では環境基準を下回っています。

大気中のダイオキシン類は、町が定期的に測定を実施しており、近年環境基準を大きく下回っています。

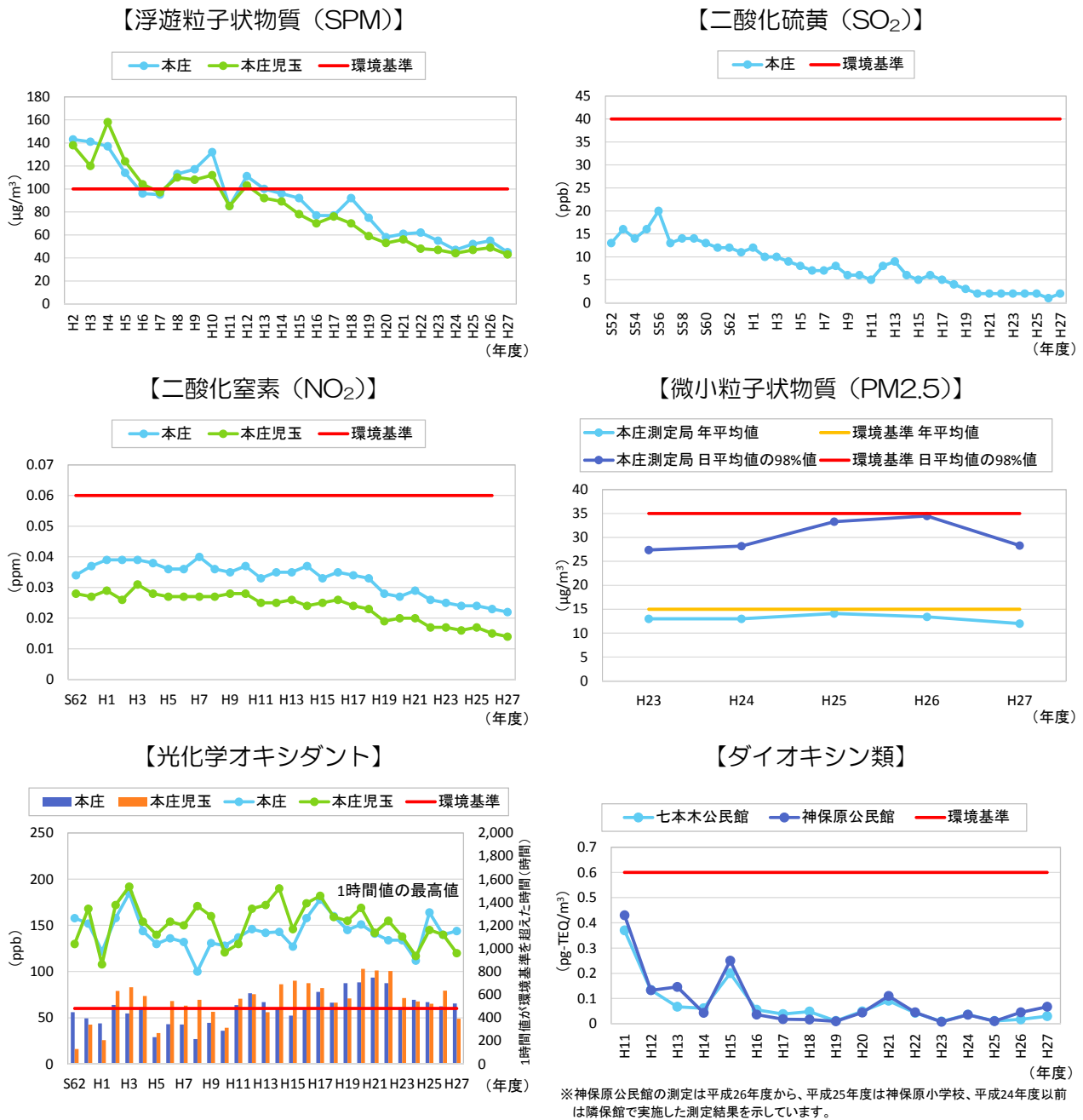


図 常時監視測定局の大気汚染物質測定結果と町が実施しているダイオキシン類の測定結果

出典：「埼玉県の大気状況」（埼玉県環境部）、くらし安全課資料

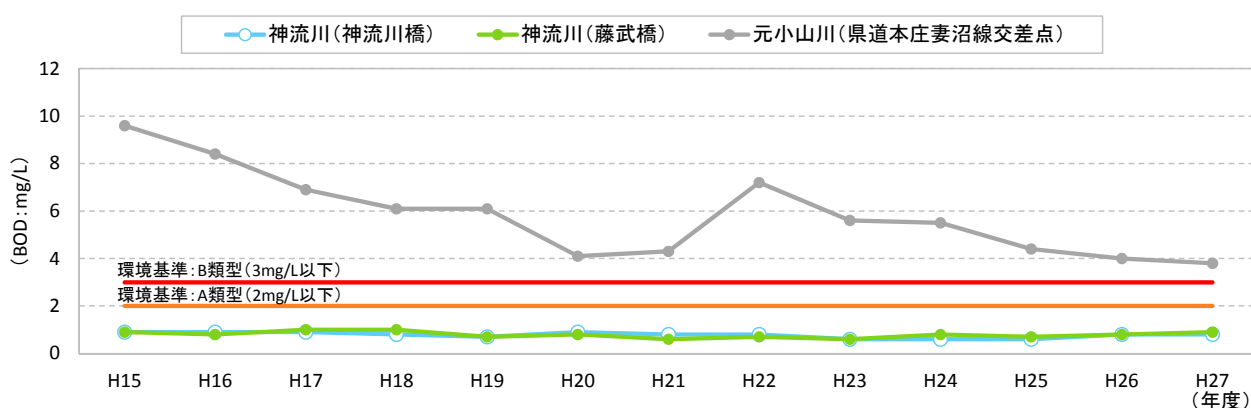
(6) 水質

河川及び地下水水質調査は、上里町のほか、国土交通省、埼玉県でも毎年実施しています。

1) 河川水（生物化学的酸素要求量：BOD※¹）

生活環境の保全に関する環境基準の類型は、神流川で A 類型が、元小山川で B 類型が指定されています。河川水質調査のうち、BOD について経年変化を見ると、神流川では例年環境基準を満足していますが、元小山川では減少傾向を示しつつも環境基準を上回っています。

また、その他の河川でも、増減を繰り返しながら概ね微減傾向を示しており、河川の水質は、緩やかに改善しているといえます。



注) 図中の BOD 値は、環境基準に対する適合性を判断する 75%値です。

図 河川水質調査結果 (BOD: 年間 75%値)

出典:「埼玉県公共用水域水質測定結果」(埼玉県)

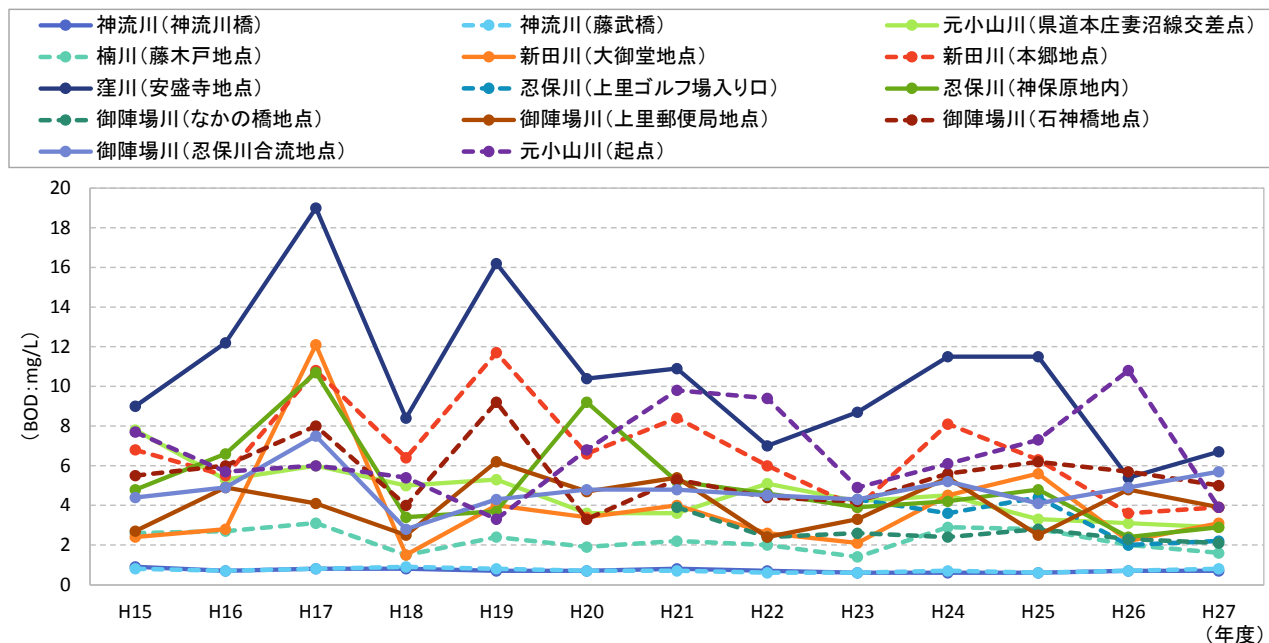


図 河川水質調査結果 (BOD: 年平均値)

出典:「埼玉県公共用水域水質測定結果」(埼玉県)、くらし安全課

※¹ 生物化学的酸素要求量 (BOD): 水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量をいい、水質汚濁の代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁していることを示します。

2) 地下水（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素※2）

地下水水質調査のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について経年変化を見ると、6 地点で 8 回環境基準を超過しています。特に平成 22 年度は七本木地区 4 地点、長浜地区 1 地点の計 5 地点で環境基準を超えています。

地下水は浸透速度が遅く、汚染物質の浸透にも時間がかかるため、長期的な傾向を把握する必要があります。

表 地下水水質調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

単位：mg/L

地区名	年度 井戸番号	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
		三町	280502	3.7								
嘉美	280503					14	9.1	4.6	11		7.8	8.7
	280504					10					7.6	
長浜	290401	8.7	10	4.0	8.3	8.7 8.2 9.2 9.1 10	9.3 8.1	11	10			
	290404			2.6								
	290405							4.9				
堤	290501						5.8					
	290503											6.6
帯刀	290502		7.5									
七本木	290605	7.3	7.5	6.1	6		6	5.8				
	290606			5.0								
	290607				6.3		6.3	5.2				
	290609						5.2	4.9				
	290610						7.7	13				
	290611						7.5	12				
	290612						7.9	13				
勅使河原	290613						7.7	15	13		7.2	6.0
	300402				5.4							
金久保	300403									1.8		
	300502	3.2										
神保原町	300503								2.5			
	300601	10	10	10		9.6	8.7	8.0	8.5	8.4	8.1	7.7
	300605				5.8							
環境基準		10mg/L 以下										

注) 太字は環境基準超過を示す。

出典：「埼玉県公共用水域水質測定結果」（埼玉県）

※2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：生活系污水や家畜排せつ物等の不適切処理、窒素肥料の施肥に伴う地下浸透などによって土壌細菌の分解で発生する地下水汚染物質の一つです。乳児等が大量摂取するとメトヘモグロビン血症の健康影響が確認されたことから、平成 11 年 2 月に環境基準として追加されました。

(7) 上下水道

1) 上水道

本町の水道普及率は平成 26 年度において 100%を達成しています。

表 水道普及状況（平成 26 年度）

行政区域内総人口 (人)	箇所数 (箇所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
①	②	③	④	⑤=④/①
30,650	1	34,310	30,650	100

出典：「埼玉県の水道 市町村別水道普及状況」（埼玉県ホームページ）

2) 下水道

生活排水処理の状況は、合併処理浄化槽・農業集落排水と下水道の水洗化・生活雑排水処理人口が概ね増加傾向を示し、単独処理浄化槽の水洗化・生活雑排水未処理人口及びし尿汲み取り・自家処理の非水洗化人口が減少傾向にあります。河川などの公共用水域の水質改善に向けた取り組みが進んでいることを示しています。

平成 27 年度における水洗化・生活雑排水処理人口のうち、合併処理浄化槽による処理人口が 58.1%、公共下水道による処理人口が 6.2%となっており、近年、本町の公共下水道による整備が進みつつありますが、合併処理浄化槽による処理がほとんどを占めている状況となっています。

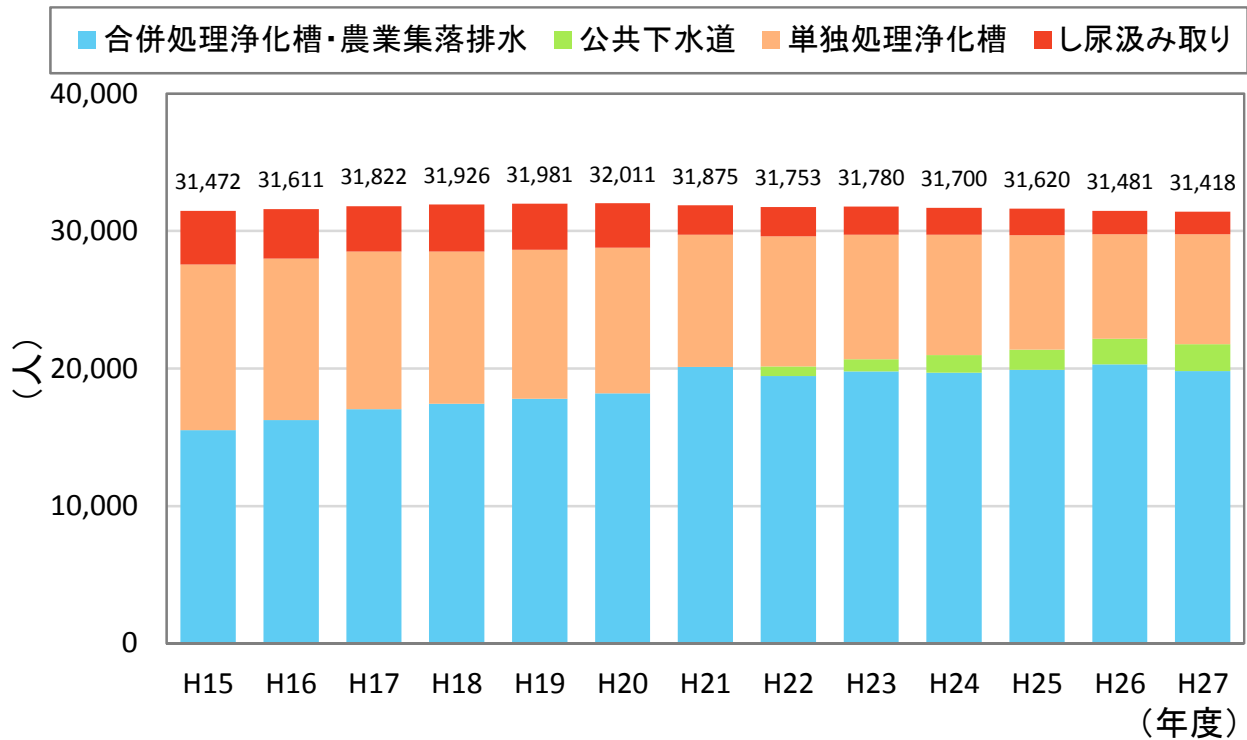


図 生活排水処理（人口）の状況

資料：くらし安全課、上下水道課

(8) ごみ・リサイクル

ごみ排出量の経年変化を見ると、増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向を示しています。また、再資源化の経年変化では、平成 19 年度をピークに約 22,000~24,000t で推移し、リサイクル率は近年やや減少傾向となっています。平成 26 年度における町民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 958g/人日（県平均 897g/人日）で県内 63 市町村中 50 位、リサイクル率は 21.5%（県平均 24.6%）で県内 63 市町村中 47 位となっており、県内順位でみると、1 人あたりのごみ排出量が多く、リサイクル率が低い状況です。

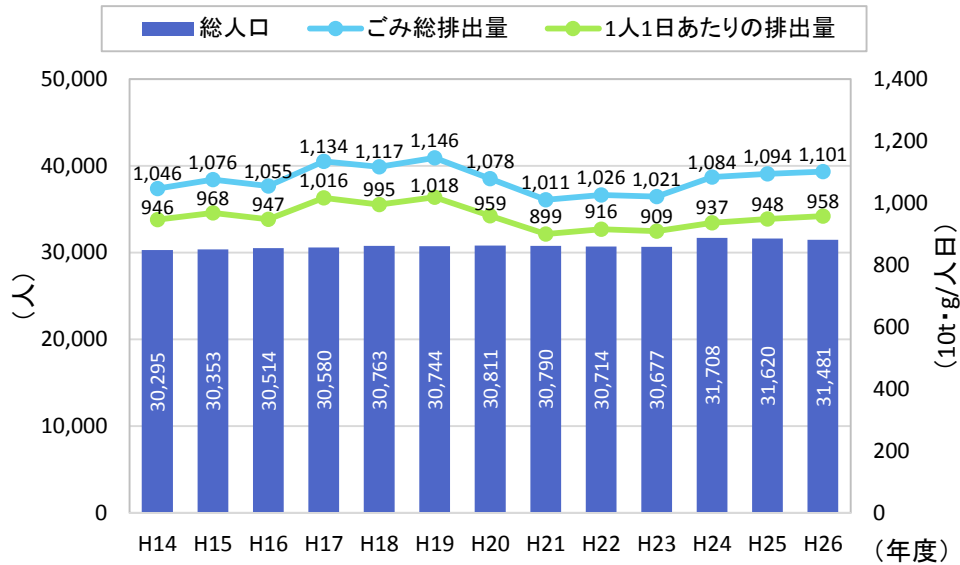


図 ごみ（一般廃棄物）の排出状況

出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省大臣官房・リサイクル対策局）

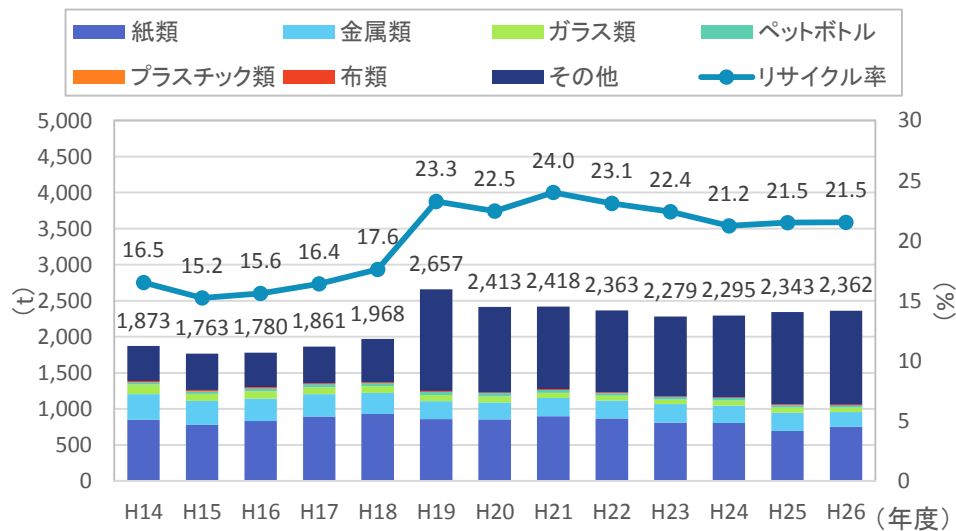


図 再資源化（リサイクル）の状況

出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省大臣官房・リサイクル対策局）

(9) 都市公園

本町の都市公園は、平成 19 年度に 1 箇所増え、平成 26 年度現在 5 箇所 68.4ha、町民 1 人あたりの公園面積は 21.37m²となっています。また、町では新たな公園の設置を進めています。

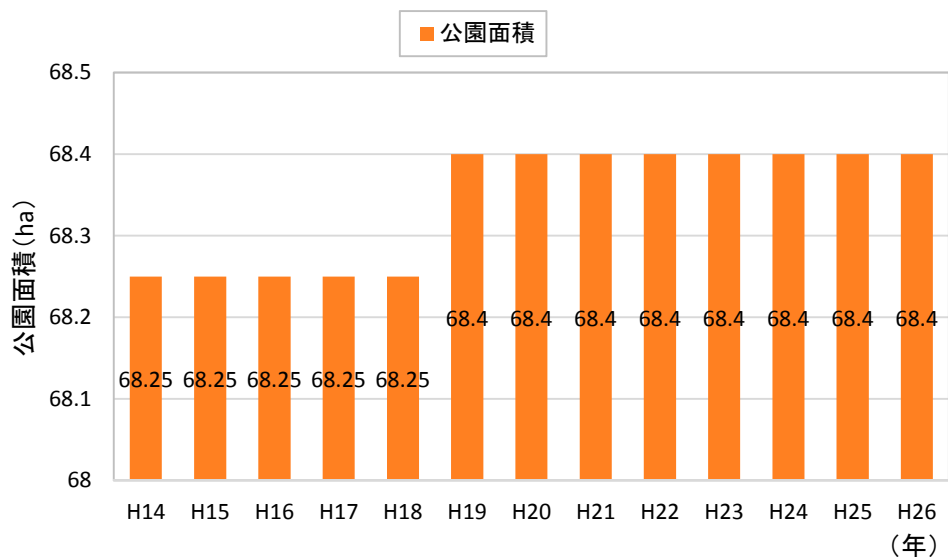


図 都市公園の状況

出典：「市町村勢概要」(埼玉県)

(10) 文化財

本町では、遺跡や記念物など、実に 52 もの文化遺産を継承しています。上里町郷土資料館では、多くの出土品や有形物が展示され、町の歴史や文化について学ぶことができます。

表 文化財の状況 (1)

指定	分類	名称	所在地	備考
県指定	有形文化財	絵画	伝武田信玄・陽雲院夫妻画像	上里町金久保 701 寛文 9 年(1669)狩野元俊筆。陽雲院の服装に葡萄模様配されている。
		工芸品	銅鐘	上里町金久保 701 元禄八身乙亥十月廿三日(1695)佐野治工井上元峰作
		書等	陽雲寺中世文書	上里町金久保 701 武田家ゆかりの中世文書 7 点
県選定	記念物	旧跡	金窪館跡	上里町金久保 1570 他 治承年間(1177~1180)加治家季築城と伝えられる。
			畑時能供養祠	上里町金久保 701
		史跡	旭・小島古墳群	上里町神保原 他 組合せ箱式石棺を有する八幡山古墳を中心とする古墳群。
帯刀古墳群	上里町帯刀、五明、長浜 神流川流域右岸に存在。円墳の 20 基が現存。			
五明廃寺跡	上里町五明若宮 760 他 神流川の扇状地に造営された奈良時代の寺院跡			
町指定	有形文化財	建造物	勅使門	上里町勅使河原 1864 扁額「勅使山」
		絵画	十二天古画	上里町七本木 67 紙本対幅。一幅に六体描かれる。
	阿弥陀三尊古画		上里町七本木 67 絹本着色。阿弥陀三尊来迎図	
	天神古画		上里町七本木 594-1 絹本着色。天神端座之図	
	十五仏古画		上里町七本木 594-1 絹本着色。中央に虚空蔵菩薩が描かれる。	
	彫刻	不動明王古画	上里町忍保 1469 脇侍はコンガラ・セイタカ童子が描かれる。	
		古銅正観音立像	上里町金久保 701 新羅三郎義光懐中守本尊、陽雲寺遺品と伝えられる。	
釈迦如来像		上里町金久保 701 陽雲院遺品。		

表 文化財の状況 (2)

指定	分類	名称	所在地	備考	
町指定	有形文化財	彫刻	正観音立像	上里町七本木 67	金箔玉眼嵌入寄木造り。寺伝では恵心僧都作と伝えられている。
			阿弥陀如来座像	上里町大御堂 1151	金箔玉眼嵌入。町内最大の仏像
			金銅釈迦如来像	上里町七本木 3316-1	宝暦 13 年(1736)癸未 9 月 17 日鑄工江戸神田多川民部の銘がある。
			薬師座像	上里町堤 474	慶長 10 年(1605)の墨書銘がある。
			勝軍地蔵	上里町神保原町 263	木造漆箔朱色玉眼嵌入
		工芸品	三条実美公寄贈野剣	上里町金久保 701	銘周防国永弘。高橋泥舟の添書がある。
		書等	徳川家康皆済状	上里町勅使河原 1369	慶長 11 年(1606)代官長谷川長次宛
			薬師写経高泉禅師筆	上里町長浜 1774	紺地金泥薬師如来写経
			文禄四年水帳	上里町黨 86	文禄 4 年(1595)武州賀美郡鉢形筋金窪之内黨村
			天海僧正御墨付	上里町黨	寛永 19 年(1642)3 月 28 日東叡山直末状
		考古	親子地蔵	上里町勅使河原 1864	表裏に地蔵の陰刻の有る画像板石卒塔婆勅使河原直重親子の墓と伝えられる。
			埴輪頭部	上里町七本木 67	神流川と烏川の合流地より出土したと伝えられる。
			布目瓦	上里町五明 761	五明廃寺出土瓦。軒平瓦 3 種・軒丸瓦 3 種
			石棒	上里町神保原町 1384	神社社御神体
			石棒	上里町金久保 1950	御神体として祭られていたと伝えられる。
			浅間山古墳	上里町神保原町 15	角閃石安山岩を使用した横穴式石室
			板石塔婆	上里町七本木 594-1	弘長 4 年(1264)銘
		歴史	見透燈籠	上里町勅使河原 1864	文化 12 年(1815)造立。
	石幢		上里町勅使河原 1864	六面地蔵石幢。永正 6 年(1509)銘	
	赤羽刀		上里町七本木 67	戦中に接収された刀・槍・薙刀 6 点	
	無形文化財	民俗	忍保神楽	上里町忍保	池上神社に伝わる神楽
			黨音頭	上里町黨	樽・鼓・鐘・笛に音頭取りと舞方による音頭
			諏訪神社獅子舞	上里町三町	貞享 2 年(1685)銘の獅子頭。
			丹生神社獅子舞	上里町勅使河原	
			金窪神社獅子舞	上里町金久保	
			七本木神社獅子舞	上里町七本木	
	記念物	史跡	陽雲院之墓	上里町金久保 701	武田信玄内室陽雲院の墓
			帯刀先生義賢之墓	上里町帯刀 309-2	源義賢の墓
			五輪塔	上里町藤木戸 29-1	逆修僧都円宗。天文 15 年(1546)
			神流川古戦場	上里町毘沙吐	天正 10 年(1582)神流川合戦が行われた古戦場。
		天然記念物	柿の大木	上里町神保原町 425	字柿ノ木発祥の木
			ひいらぎの大木	上里町堤 519	樹齢 450 年
			マキの木	上里町大御堂 737	樹齢 800 年
松の木			上里町忍保 1632		
		楊子魚	忍保川	「トゲンバヨ」と呼ばれていた。	



町指定天然記念物
マキの木

第3章 上里町の現状と課題

1. 意識調査

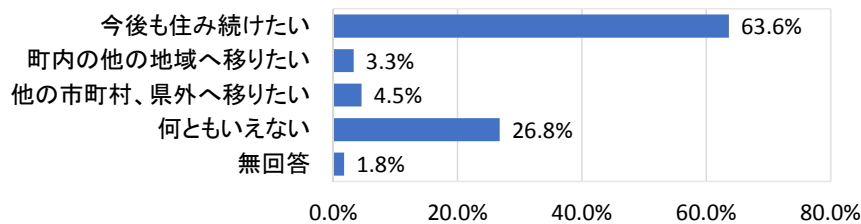
上里町の環境などに対する意識を把握するため、平成27年9月に町民、事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。対象者は、無作為抽出により選定された一般町民（以下、「町民」と記します）及び事業者、また町内町立小学校児童及び町立中学校生徒（以下、「児童等」と記します）としました。

表 アンケート調査票の回収結果

調査対象者	配布数	回収数	回収率
町民（無作為抽出）	1,000	396	39.6%
事業者（無作為抽出）	100	44	44.0%
児童等（保護者含む）	121	121	100.0%

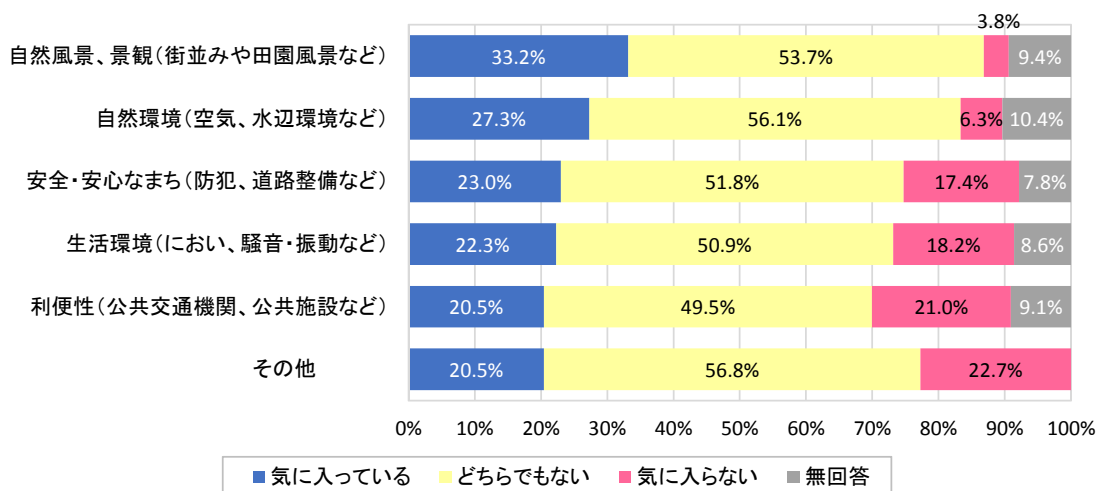
(1) 地域環境

●居留意向について●



【町民アンケート】

●居留意向の理由●

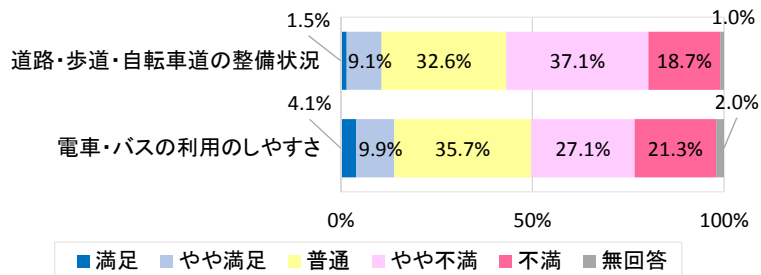


【町民アンケート】

上里町での居留意向の設問に対し、約7割の方が「今後も住み続けたい」と回答がありました。その理由として、街並み等の自然景観や空気、水辺環境等の自然環境を気に入っているとした回答が寄せられました。

(2) 地域環境の満足度

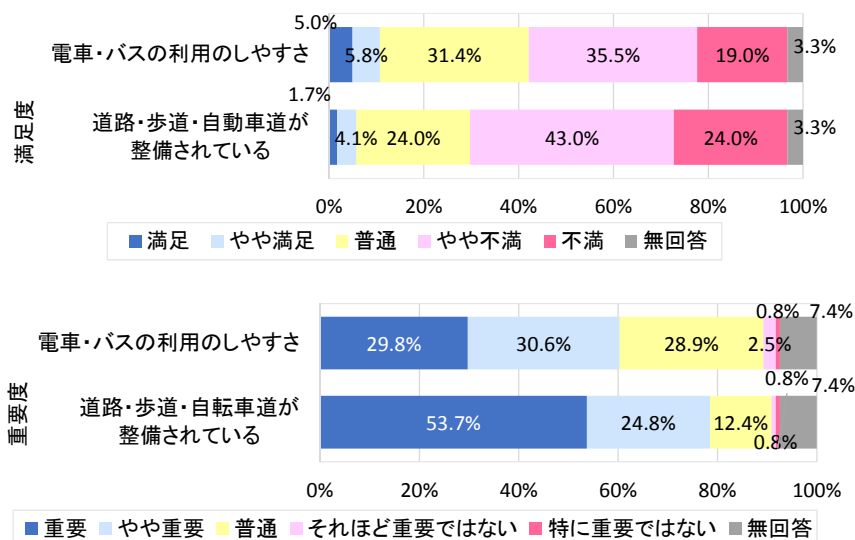
●交通の利便性についての満足度●



【町民アンケート】

道路・歩道等の整備状況や電車、バス等交通機関の利便性について、「やや不満」及び「不満」と感じている回答が約5割を占める結果となりました。

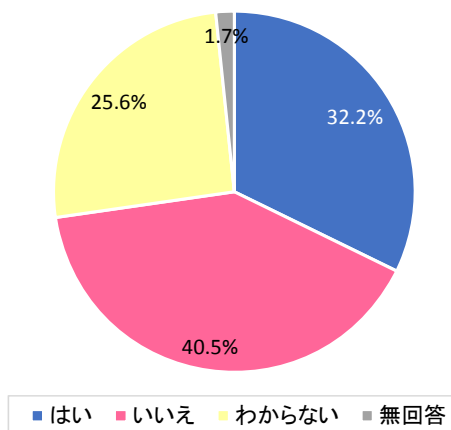
●交通の利便性についての満足度及び重要度●



【保護者アンケート】

町民と同様、空気のきれいさや町の静けさについて満足していましたが、交通の利便性については、不満とした回答が多くなりました。重要度では、地域環境の全ての項目で重要性が高いとする傾向を示しましたが、特に道路の整備、交通の利便性については重要とする意見が最も多くなりました。

●公園や広場についての満足度●

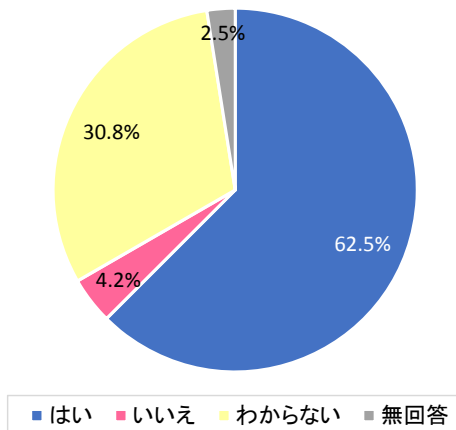


【児童等アンケート】

児童に対するアンケート調査では、自然の緑がたくさんある等自然環境について満足している回答がみられましたが、公園や広場等ゆとりのある空間については不満を感じている回答が寄せられました。

(3) 歴史・文化

●神社や寺の文化財の保存についての満足度●

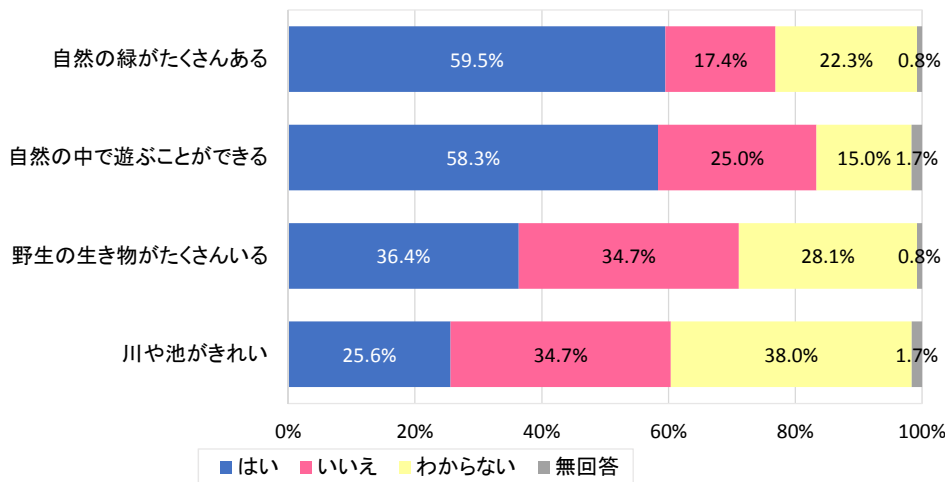


【児童等アンケート】

神社やお寺の文化財が大切にされているか、という文化財の保全についての設問に対し、児童アンケートでは満足しているという結果となりました。

(4) 自然環境

●自然環境についての満足度●

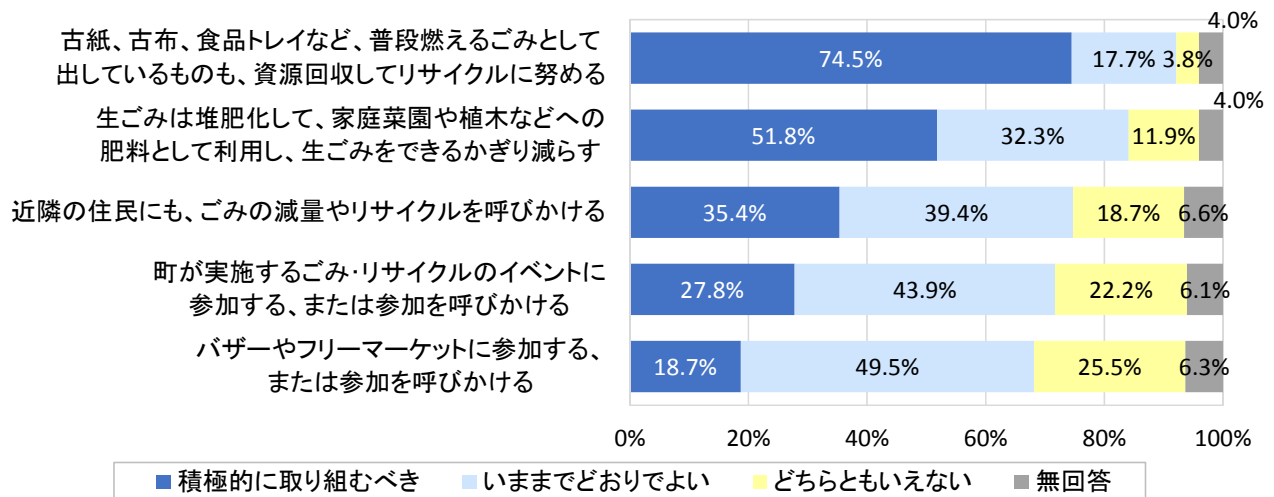


【児童等アンケート】

自然の緑がたくさんある、自然の中で遊ぶことができる等、自然環境について満足している回答が多い一方で、川や池とした水環境については不満を感じている回答がみられました。

(5) ごみ問題に対する取り組み

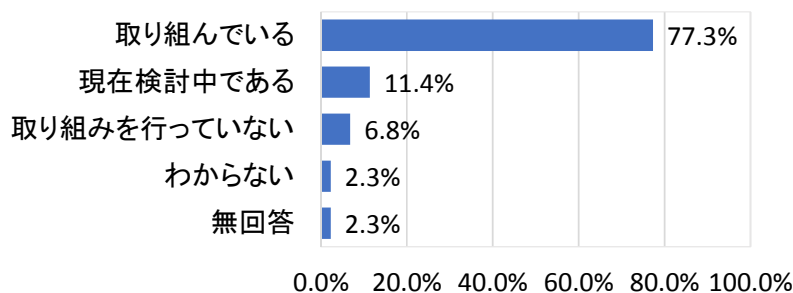
●ごみ対策の取り組みの意識について●



【町民アンケート】

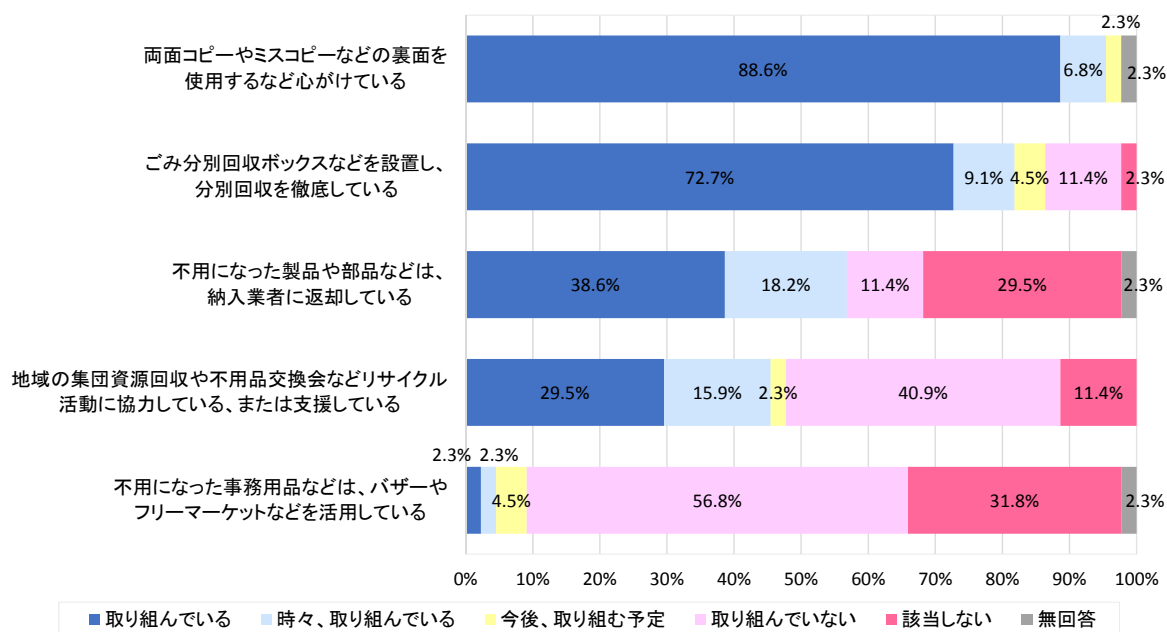
リサイクルや生ごみの削減等、家庭でできる取り組みについては意識が高い傾向にありました。しかし、バザーやフリーマーケット、リサイクルイベントへの参加や啓発は、「いままでどおりでよい」とした回答が多くなりました。

●ごみ対策の取り組みについて●



【事業者アンケート】

●ごみの処理方法について●

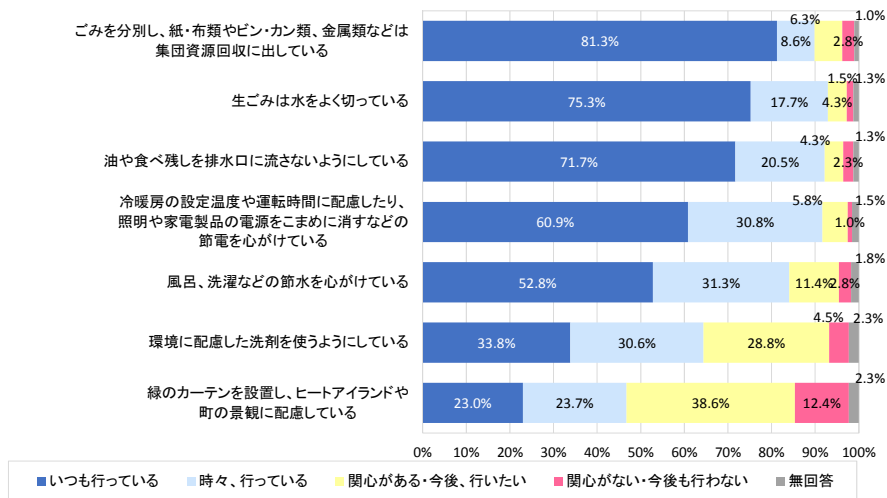


【事業者アンケート】

約 8 割の事業者がごみの減量化やリサイクルに取り組んでいる結果となりました。両面コピーやミスコピーの裏面利用、ごみの分別といった事務所内でできる身近な取り組みを行っている事業者が多く、ごみ問題に対する取り組みについて意識が高い傾向を示しました。

(6) 環境保全のための取り組み

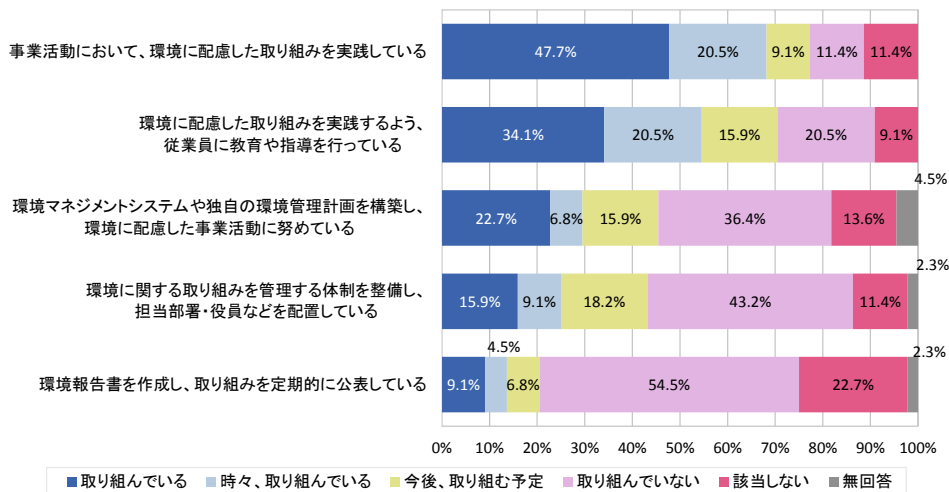
●環境保全のための取り組みについて●



【町民アンケート】

節水や節電等日常生活上で取り組むことができる項目や、マイバックの持参、買い物時には環境に配慮した商品の購入等、自然環境保全のための取り組みについて意識が高く、積極的に取り組んでいる傾向が高い回答結果となりました。

●環境保全のための取り組みについて●



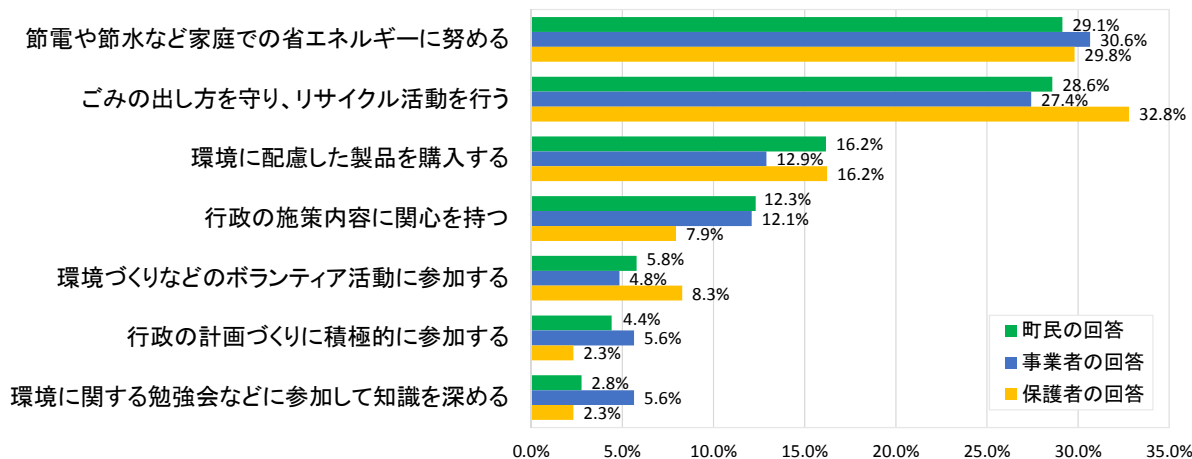
【事業者アンケート】

全体的に、「取り組んでいる」とした回答が多くみられました。環境に配慮した事務用品・備品等を購入したり、節電・節水等エネルギー利用の節減に努めたり、積極的に取り組んでいることがうかがえます。

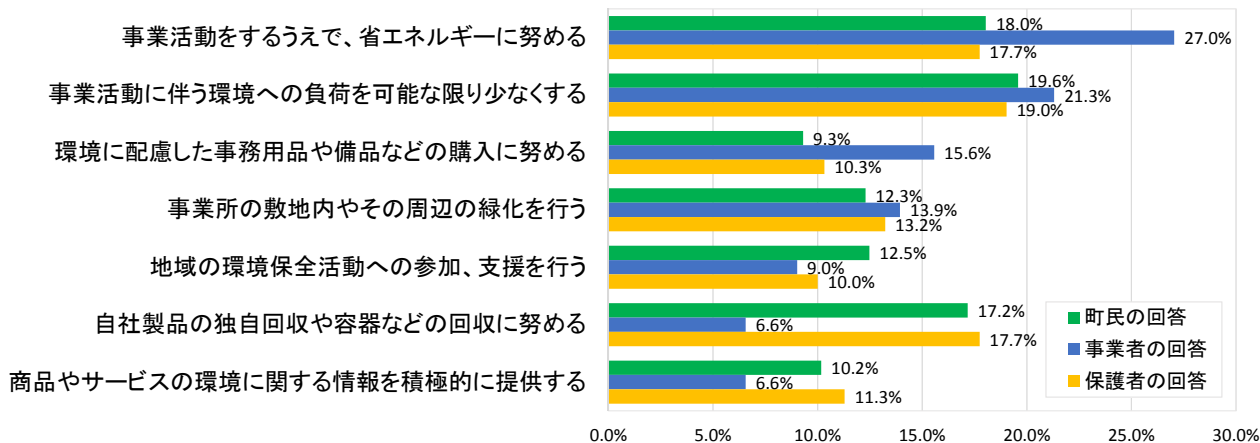
(7) 今後の上里町について

町民・事業者・保護者を対象に、「町民・事業者・町に望まれる実践事項」について同じ設問を設け、それぞれ得られた回答を比較しました。

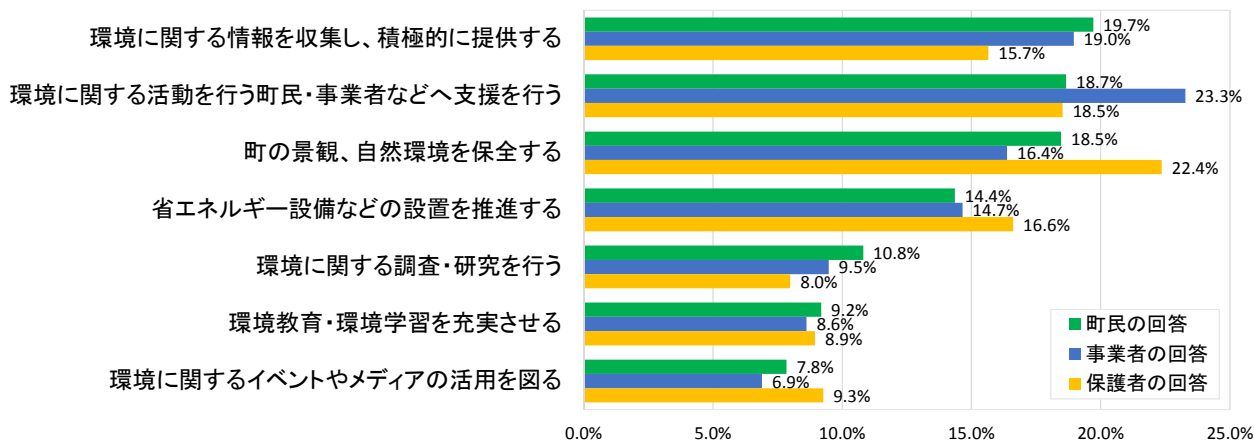
●町民・事業者・町に望まれる取り組み●



【町民に望まれる実践事項】



【事業者に望まれる実践事項】



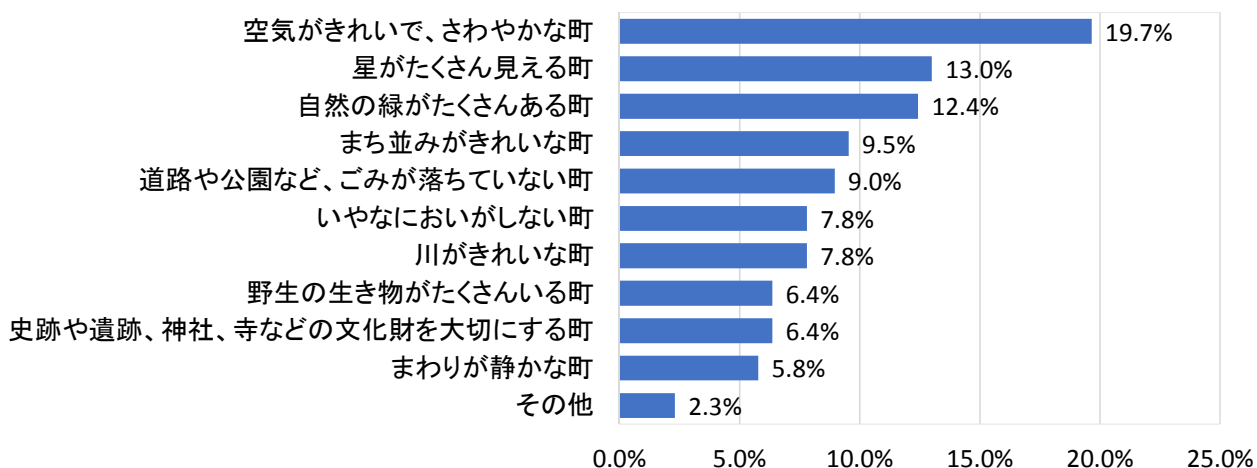
【町に望まれる実践事項】

町民や事業者に望まれる実践事項では、ごみの分別や節電、節水等家庭内・事業所内でできる身近な取り組みについて、三者とも多い結果となりました。特に、事業活動における省エネルギーの取り組みでは、事業者の回答が極めて多い傾向にありました。

環境に関する勉強会や環境保全活動の参加及び支援については、町民・事業者に望まれる実践事項としての回答が比較的少なかった一方で、環境保全活動を行う町民や事業者への支援の他、環境に関する情報収集やその提供を町に望む回答が多く寄せられました。今後は情報の提供や、環境学習会の周知、啓発等を積極的に行う必要があると考えられます。

また、保護者からは町に望まれる実践事項として、町の景観や自然環境の保全を望む回答が多く、次世代を担う子供たちへ、上里町の自然環境を継承する思いがうかがえました。

(8) 将来の上里町について



【児童等アンケート】

空気のきれいさ、まち並みのきれいさ等、豊かな自然環境や美化の行き届いた町を望む回答が多く寄せられました。

2. 町の取り組み

町が取り組んでいる事業について、取り組みの内容と進捗状況のヒアリング調査を実施しました。なお、環境基本計画策定にあたり、特に配慮すべき項目については**太字**で記しました。

(1) 大気質

- **産業廃棄物処理施設設置などの紛争予防条例に基づく紛争防止を図っています。**
- 違法な野外焼却について、指導や広報・チラシの配布などによる啓発を行っています。
- 建設機械を使用する公共工事においては低公害型建設機械の使用を図っています。

(2) 水質

- 児玉工業団地内での公害防止協定を締結しました。
- 家畜ふん尿の処理について、熊谷家畜保健衛生所と連携し、対応を行っています。
- 汚濁が高い箇所を中心に、下水道接続の啓発を行っています。
- **単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しています。**
- 水質汚濁状況の調査を年1回実施しています。
- 漏水やポンプアップの不具合などの老朽化対策を行っています。

(3) 騒音・振動・悪臭・その他の化学物質

- 建設機械を使用する公共工事においては低公害型建設機械の使用を図っています。
- ダイオキシン類について、年1回の調査を実施しています。
- 国、県のデータ提供により、情報収集に努めています。
- 公害苦情の通報や相談について対応しています。
- **紛争予防条例に基づく対応を実施し、住民説明などを実施しました。**

(4) 動物・植物

- 生息する動物や郷土種（カネグシ、ヤエツバキ、イチョウ、クスノキ、サクラなど）に配慮した植栽緑化を実施しました。
- **ホタル、サケの観察学習会を定期的実施しています。**
- 野生植物実態調査を実施しました。
- 社寺林の維持管理、啓発を行っています。
- 緑化推進事業を行っています。
- 閉鎖的なまちづくりを防止するため、生垣を推奨しています。
- 町のイベント等で苗木を配布しています。
- 埼玉県緑化推進制度により、事業所内の緑化が進行しています。

(5) 公園・緑地

- ・駅前路線やポケットパークを緑化（イチヨウ、ハナミズキ、カエデなど）し、維持管理を行っています。
- ・運動公園などで自然度の高い植生の保全を行っています。
- ・神保原駅南地区に新たな公園を整備しています。
- ・優良緑地の保全に努めています。

(6) 歴史・文化

- ・無形文化財 7 件、有形文化財 43 件を文化財として指定しました。
- ・上里町ガイドマップ（観光マップ）及びガイドブックを作成しました。
- ・上里町郷土資料館では開館 20 年を迎え、常設展示及び特別展を開催し、年間 4,000 人～4,500 人程度が来館しています。

(7) 修景・街並み

- ・県条例に基づく規制などについて、施策として推進しています。
- ・用途地域としての規制や地区計画を定めて都市景観の保全を行っています。
- ・都市計画マスタープランを作成しています。
- ・神保原駅南地区に新たな公園を整備しています。
- ・児玉工業団地のアクセス道路を整備しています。
- ・ペットについて苦情があった場合、その都度現場を確認し、対応しています。
- ・ペットのふん尿について啓発看板の配布、設置を行いました。
- ・上里町空き家等適正管理条例に基づき対応を行いました。（平成 26 年度は 64 件）

(8) ごみ・リサイクル

- ・児玉郡市広域市町村圏組合と協力し、廃棄物の発生抑制・適正処理に努めています。
- ・生ごみ処理容器等設置補助事業では、一定の効果が得られたため平成 22 年に事業が完了しました。
- ・一般廃棄物処理基本計画を策定し、5 年に 1 度の見直しを行うなど適切な計画を運用しています。
- ・小型家電の回収を行い、リサイクルに努めました。
- ・チラシを作成し、全戸配布するなどリサイクルの啓発活動を行っています。
- ・防止啓発看板などを設置し、ポイ捨て防止の啓発活動を行っています。
- ・不法投棄対策として、パトロールを実施しています。



公園に設置した
ポイ捨て防止の啓発看板

(9) 資源・エネルギー

- ・公共施設では、省エネ型エアコンなど省エネルギー機器・設備の導入を継続して推進しています。
- ・平成23年度から平成25年度まで太陽光発電システム設置補助金事業を実施し、3年間で181件対応しました。
- ・太陽熱等省エネ機器補助金事業を実施しています。
- ・学校を中心に太陽光発電システムを導入しました。
- ・節水や節電などの指導を率先して行っています。
- ・国土交通省補助制度による超小型モビリティ実証実験を実施しています。
- ・運動公園など公共施設の緑化維持管理を継続して実施しています。
- ・本庁舎などに自動水洗手洗いを導入しました。

(10) 環境保全活動・教育・学習・情報共有

- ・川の応援団、ロードサポートなどでは、清掃活動を行う民間団体に対し、支援を行っています。
- ・リサイクル奨励金の後押しにより、再資源化に努めました。
- ・児玉工業団地内のごみ拾いを行っています。
- ・資源回収、美化活動、施設見学など総合学習の中で、環境関連の学習に取り組んでいます。
- ・環境保全活動について、ホームページや「くらしの便利帳」で紹介しています。



烏・神流川クリーン作戦



河川愛護団体による清掃活動

3. 第1次上里町環境基本計画の整理と課題の抽出

第1次上里町環境基本計画（以下、「第1次計画」と記します）の概要と達成状況について整理し、課題の抽出を行いました。

(1) 第1次計画の概要

1) 望ましい環境像

第1次計画では、上里町が目指すべき環境に向かって計画を推進していくための目標として、「望ましい環境像」を次のとおりとしています。

緑、空、水を大切に、自然と共生するまち かみさと

2) 基本方針

基本方針では、環境問題を網羅的に考えることができるよう、生活環境、自然環境、快適環境、循環型社会、地球環境、環境保全への取り組みの6分野としています。

表 第1次計画の基本方針及び対象とする環境の範囲

基本方針	環境の範囲
生活環境の保全	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤等を良好な状態に保つことにより、人の健康及び生活環境の保全を図ります。
自然環境の保全	動物、植物、生態系の保護等生物多様性の確保を図るとともに、緑、水辺、農地等の多様な自然環境の保全を図ります。
快適環境の保全と創造	人に潤いと安らぎを与える快適なまちの創造とともに、良好な景観と歴史、文化遺産の保全を図ります。
循環型社会の構築	資源及びエネルギーの有効かつ循環的な利用並びに廃棄物の減量を推進し、循環型社会の構築を図ります。
地球環境の保全	日常生活や事業活動上の活動全般を環境への負荷の少ないものに改め、地球環境の保全を図ります。
環境保全活動の推進	町民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取り組みが促進されるよう、環境に関する教育、啓発等の推進を図ります。

(2) 現況の整理と課題の抽出

第1次計画の基本方針の進捗状況を整理し、課題の抽出を行いました。

①生活環境の保全	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤等を良好な状態に保つことにより、人の健康及び生活環境の保全を図ります。
----------	---

大気や水質などは、経年変化をみると減少傾向を示し概ね環境基準を下回っていますが、上回っている項目もみられます。町民・保護者アンケートでは、空気のきれいさや町の静けさについて満足している方が多くいました。町では、節水や野外焼却防止の啓発活動、公共工事で低公害型建設機械を使用するなど大気・水質・騒音など公害問題に対する取り組みを実施しています。

<課題と方向性>

- *維持管理費などの財源の確保が求められます。
- *施設の老朽化が散見されます。
- *河川水質調査では、生活雑排水の流入や砂利採取による濁水の発生箇所がみられます。
- *公害対策については、専門性を有する人材の確保が必要です。
- *自治体、事業者などと協力して、積極的に公害防止に努める必要があります。
- *広報やチラシの配布などでマナー向上啓発を継続することが必要です。

②自然環境の保全	動物、植物、生態系の保護等生物多様性の確保を図るとともに、緑、水辺、農地等の多様な自然環境の保全を図ります。
----------	--

河川水質調査では、BODについて、神流川は例年環境基準を満足していますが、元小山川は減少傾向を示しつつも環境基準を上回っています。町民・児童・保護者アンケートでは、水辺環境や自然環境について満足している方が多くいました。町では、植栽や生垣の推奨など緑化の推進と、町民、事業者へ啓発活動を行っています。また、ホテルやサケの観察会などを定期的実施しています。

<課題と方向性>

- *街路樹など植栽した植物の落葉苦情について対応が求められます。
- *町民農園などの後継者不足による維持管理が行き届かないことが懸念されます。
- *維持管理している社寺林の活用法を検討する必要があります。
- *幅員が確保できる幹線道路は、植樹ますを設け、緑化推進の継続が求められます。
- *天然記念物となっている樹木の老朽化が進んでいるため、その保全が求められます。
- *上里町ガイドマップの配布方法を検討する必要があります。
- *動植物の実態について、モニタリング調査実施の検討が求められます。

③快適環境の保全と創造

人に潤いと安らぎを与える快適なまちの創造とともに、良好な景観と歴史・文化遺産の保全を図ります。

町民 1 人あたりの公園面積は 21.37m²となっており、県民一人あたりの公園面積の 6.84m²と比較しても良好な状況にあるといえます。しかし、町民・保護者・児童アンケートでは、道路・歩道などの整備状況や公園などゆとりのある空間が少ないと感じている方がいました。町では、運動公園などで自然度の高い植生の保全を行っています。また、上里町では遺跡や記念物など多くの文化財が保護されており、児童アンケートでは保存状況について満足している結果が得られました。

<課題と方向性>

- * 駐輪場や道路などの交通整備を充実する必要があります。
- * 公園の維持管理及び財源確保が求められます。
- * 天然記念物となっている樹木の老朽化が進んでいるため、その保全が求められます。
- * 空き家などを管理してもらう人を確保する必要があります。

④循環型社会の構築

資源及びエネルギーの有効かつ循環的な利用並びに廃棄物の減量を推進し、循環型社会の構築を図ります。

ごみ排出量は、経年増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向を示しています。また、再資源化の経年変化では、平成 19 年度をピークに約 22,000~24,000t で推移し、リサイクル率は近年やや減少傾向となっています。町民アンケートでは、家庭でできる取り組みについて意識が高く、事業者アンケートでも約 8 割の事業者が、ごみの減量化やリサイクルに取り組んでいる結果となりました。町では、児玉郡市広域市町村圏組合との協力・連携や、不法投棄防止のパトロール、広報活動などを実施しています。

<課題と方向性>

- * 廃棄物の発生抑制・適正処理について組合や他市町との共通見解が求められます。
- * 災害廃棄物の処理について検討が必要です。
- * 多様化するリサイクル方法について、排出者の意識高揚を図り、地区を通して啓発を行う必要があります。

⑤地球環境の保全

日常生活や事業活動上の活動全般を環境への負荷の少ないものに改め、地球環境の保全を図ります。

町民アンケートでは、節水や節電など日常生活上で取り組むことができる項目や、自然環境保全のための取り組みについて意識が高く、積極的に取り組みを行っている傾向となりました。また、事業者アンケートでも環境に配慮した事務用品・備品などの購入、節電・節水などエネルギー利用の節減に努めるなど積極的に取り組んでいることがうかがえます。町では、国土交通省補助制度による超小型モビリティ実証実験の取り組みや、公共施設緑化の維持管理を継続して行っています。

<課題と方向性>

- *施設の再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入時期について検討する必要があります。
- *施設の老朽化が進行し、施設自体の更新の検討が求められます。
- *超小型モビリティの啓発手段について検討が必要です。
- *公共施設緑化のための財源確保が必要です。
- *節水、節電などの励行を引き続き、掲示などにより啓発することが必要です。

⑥環境保全活動の推進

町民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取り組みが促進されるよう、環境に関する教育、啓発等の推進を図ります。

町民アンケートでは、自然観察会や環境学習会について意識は低いものの、環境保全活動を行う町民や事業者への支援の他、環境に関する情報収集やその提供を町に望む回答が多く寄せられました。町では、ホタル、サケの観察会を実施し、川の応援団、ロードサポートなどでは清掃活動を行う民間団体に対し、支援を行っています。また、環境保全活動について、ホームページや「くらしの便利帳」で紹介しています。

<課題と方向性>

- *ボランティア団体、観察会の講師などの高齢化により、新しい人材を確保する必要があります。
- *観察会や勉強会などについて、新たな企画を発案する必要があります。



河川（神流川）の環境学習（サケの放流）

4. 課題と方向性の総括

上里町の環境の現状、アンケート調査結果、ヒアリング調査による町の取り組みを整理し、課題の抽出と方向性の導き出しを行った結果、継続して実施する取り組み、改善を検討する取り組み、促進のために重点的施策として位置づける取り組みに分けられました。

そして、これらを踏まえ、「第4章 目標と方針」において新たな基本方針を定め、「第5章 施策の展開」では展開していく取り組みとして反映しました。

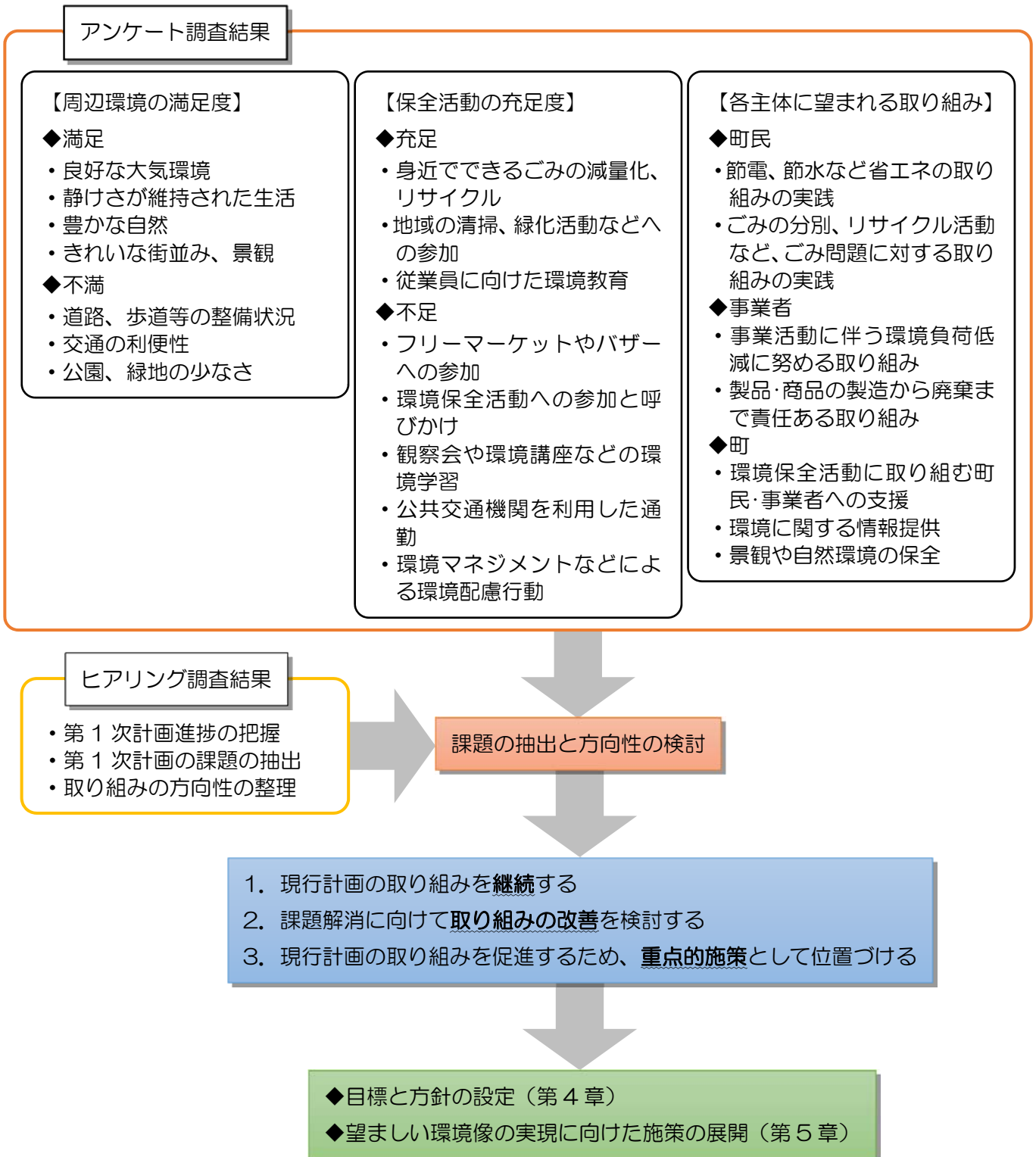


図 課題と方向性の総括

第4章 目標と方針

1. 基本方針

上里町の地域概況と、アンケート調査結果及び第1次計画の進捗状況で得られた現状から、今後、取り組むべき課題と方向性を導き出し、以下のような4つの基本方針を設定しました。

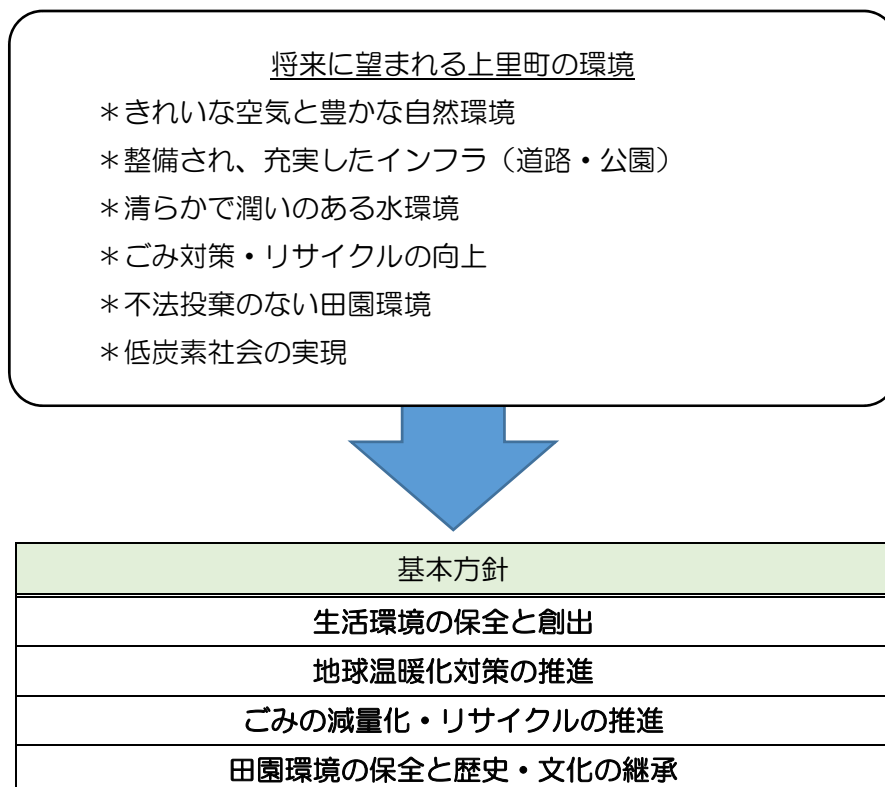


図 基本方針の設定

2. 望ましい環境像

基本方針を踏まえて、本計画の望ましい環境像は、第1次計画を踏襲し、次のとおり定めました。

望ましい環境像

緑、空、水を大切に、自然と共生するまち かみさと

第5章 施策の展開

1. 施策の体系

目標の実現に向けて、4つの基本方針とそれに対応した環境施策を設定します。

施策の体系は以下のとおりです。

望ましい環境像

緑、空、水を大切に、

基本方針1：生活環境の保全と創出

施策方針	環境施策
①大気環境の保全	固定発生源対策の推進 移動発生源対策の推進 野外焼却の防止 大気汚染状況の監視
②生活用水の管理	水道施設の適正管理の推進
③公害（騒音・振動・悪臭）の防止	騒音対策の推進 振動対策の推進 悪臭対策の推進 公害発生状況の監視と啓発
④有害化学物質による汚染防止	ダイオキシン類発生対策 有害化学物質に関する情報収集 アスベスト対策の推進
⑤公害苦情の管理	公害苦情の適正処理
⑥都市環境の保全と創出	公園整備と利用促進 道路整備と緑化の推進
⑦きれいな環境の保全と創出	環境美化の推進 不法投棄の防止と回収 マナーの行き届いたペット飼育 空き家・空き地の適正管理の推進

自然と共生するまち かみさと

基本方針2：地球温暖化対策の推進

施策方針	環境施策
①資源・エネルギーの有効利用	再生可能エネルギー・省エネルギー設備や機器の普及
②地球温暖化防止の対策	地球温暖化対策の推進と啓発 節水、節電対策の推進

基本方針3：ごみの減量化・リサイクルの推進

施策方針	環境施策
①ごみの減量化	ごみの適正処理の推進
②リサイクルの推進	リサイクルの推進

基本方針4：田園環境の保全と歴史・文化の継承

施策方針	環境施策
①緑地・水・農地の保全	緑地の保全 水の保全 農地の保全
②動物・植物の保全	動物の保全 植物の保全
③歴史・文化環境の保全	文化財の保護と活用
④景観の保全	景観資源の保全と活用
⑤人と自然とのふれあい活動の推進	人と自然とのふれあい活動の場の保全 人と自然とのふれあい活動の推進
⑥環境保全活動の推進	環境教育の推進 環境情報の収集及び提供

2. 環境施策

環境像の実現に向けて、基本方針に基づく具体的な施策を掲載します。

基本 方針 ①	<p>生活環境の保全と創出</p> <p>大気、水質を良好な状態に保ち、騒音、振動、悪臭などの公害を未然に防止することで、人々の健康及び生活環境の保全を図ります。清潔で美しいまちづくりの創出を推進します。</p>
---------------	---

施策方針①：大気環境の保全

大気の状態は、本町の近傍に位置する本庄測定局及び本庄児玉測定局の経年変化をみると、光化学オキシダントは環境基準を超える時間数が増減を繰り返しながら概ね横ばい状態となっています。その他の項目は、減少傾向を示し、近年は環境基準を下回っています。引き続き、法律及び条例に基づいた監視を行うとともに、大気汚染物質のより一層の削減を目指します。

環境施策	固定発生源対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制及び基準を遵守するよう事業者に協力を求めます。 ◆ 法及び条例適用外の施設についても適正な管理を求め、大気環境の保全を図ります。 	

環境施策	移動発生源対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公用車を更新する際には、ハイブリッド自動車などの次世代自動車を導入し、排出ガスの抑制を図ります。 ◆ エコドライブやアイドリングストップなどを促進するとともに、利用者に啓発します。 ◆ 電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用に努めるとともに、町民・事業者に対し啓発します。 ◆ 公共事業に際しては、排出ガス対策型建設機械を使用します。 ◆ 民間事業者が実施する建設工事に際しては、排出ガス対策型建設機械の使用を推進し、大気汚染物質の削減がより一層図られるよう協力を求めます。 	

環境施策	野外焼却の防止
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 野外焼却防止の適正指導を徹底します。 ◆ 違法な野外焼却の防止に向けた普及啓発に努めます。 ◆ 町民や事業者と協力し、法に適合しない簡易焼却炉撤去の要請を継続して実施します。 	

環境施策	大気汚染状況の監視
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 近隣に位置する一般環境大気測定局の測定結果を把握し、大気汚染状況について監視を行います。 ◆ 町域の放射線量について、簡易測定を行い、モニタリング監視に努めます。 	

施策方針②：生活水の管理

水道の普及率は、平成26年度において100%を達成し、全ての世帯に水道水が給水されています。水道施設の適切な維持管理を継続していき、安全で良質な水を供給できるよう努めます。

環境施策	水道施設の適正管理の推進
	<ul style="list-style-type: none">◆ 水道施設の適正な維持管理を今後とも行います。◆ 施設老朽化に伴う漏水の対策を推進します。

施策方針③：公害（騒音・振動・悪臭）の防止

騒音・振動・悪臭については、概ね良好な状態にあり、継続して法及び条例に基づく対応を行います。また、より一層、公害を低減するため、町民や事業者に対して指導や公害防止の普及、啓発活動に努めます。

環境施策	騒音対策の推進
	<ul style="list-style-type: none">◆ 騒音の現状を的確に把握し、騒音防止対策を推進します。騒音発生が著しい場合は、管理者に対し、騒音対策を要請します。◆ 「騒音規制法」を遵守し、工場や事業場へより一層の騒音の低減に協力を求めます。◆ 公共事業に際しては、低騒音型建設機械を使用します。◆ 民間事業者が実施する建設工事に際しては、低騒音型建設機械の使用を推進し、より一層の騒音の低減に協力を求めます。◆ 営業騒音や生活騒音などでは、事業者や町民に対し、指導や近隣騒音防止の普及啓発活動を推進します。

環境施策	振動対策の推進
	<ul style="list-style-type: none">◆ 振動の現状を的確に把握するとともに、振動防止対策を推進します。振動発生が著しい場合は、管理者に対し、振動対策を要請します。◆ 「振動規制法」を遵守し、工場や事業場へより一層の振動の低減に協力を求めます。◆ 公共事業に際しては、低振動型建設機械を使用します。◆ 民間事業者が実施する建設工事に際しては、低振動型建設機械の使用を推進し、より一層の振動の低減に協力を求めます。

環境施策	悪臭対策の推進
	<ul style="list-style-type: none">◆ 「悪臭防止法」に基づく施設などの適正な運用を行うとともに、工場や事業場へより一層の悪臭の低減に協力を求めます。◆ 悪臭発生源に対しては監視を継続し、必要に応じて指導します。◆ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律などを遵守し、堆肥化施設整備の支援を行います。◆ 広報誌や回覧などを通じ、野外焼却防止の普及啓発に努めます。

環境施策	公害発生状況の監視と啓発
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 騒音・振動・悪臭の発生状況について監視を行い、必要に応じて発生抑制などの指導を行います。 ◆ 公害に対し、専門性を有する人材の確保に努めます。 ◆ 広報やチラシの配布などで、公害の未然防止に関する啓発活動を推進します。 ◆ 工事を行う際は、近隣住民に対し、事前に回覧や訪問により工事を周知させるなどの対応を推進します。 	

施策方針④：有害化学物質による汚染防止

ダイオキシン類濃度は、小学校付近と公民館で定期測定により把握しています。近年は良好な状態にあり、今後も野外焼却対策などの推進やダイオキシン類の発生状況の監視を行います。また、アスベストやその他の有害化学物質に関する情報収集に努め、町民や事業者に対し、普及、啓発活動に努めます。

環境施策	ダイオキシン類発生対策
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類の発生抑制に努めるとともに、工場や事業場に協力を求めます。 ◆ 農地などで発生した稲わらの堆肥化を今後も啓発します。 ◆ 簡易焼却炉によるごみの焼却の防止や野外焼却防止のため、広報誌や回覧などを通じて啓発活動に努めます。 ◆ 大気環境中のダイオキシン類濃度の状況について、監視・測定を行います。 	

環境施策	有害化学物質に関する情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有害化学物質について、国や県などの研究機関から発信される情報を収集し、町民・事業者に情報の提供に努めます。 	

環境施策	アスベスト対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ アスベストが含まれた建築物の解体や改修作業を実施する際は、「大気汚染防止法」や「建築物の解体などに係る石綿飛散防止対策マニュアル」などに基づいた作業を実施するよう指導します。 ◆ アスベスト廃棄物の適正処理を推進し、リサイクル資材への混入を防止するよう指導します。 ◆ アスベスト廃棄物が不法投棄されないよう監視します。 	

施策方針⑤：公有苦情の処理

公害苦情や相談の件数は年間 200 件程であり、ペットのフン始末に対する相談や植栽の維持管理など多数の意見が寄せられています。今後とも、適切に対応するとともに、町民や事業者へ啓発し、公害苦情の発生抑制に努めます。

環境施策	公害苦情の適正処理
	<ul style="list-style-type: none">◆ 公害苦情について、適切な対応に努めます。◆ 新たな環境問題に対応できるよう、環境に関する情報の収集に努めます。◆ 町民、事業者向けに公害防止に関する情報の提供など普及、啓発活動を推進します。

施策方針⑥：都市環境の保全と創出

町民一人あたりの公園面積は、21.37m²と、県域のデータ(県民一人あたりの公園面積6.84 m²)と比較し、良好な状況にあります。しかし、町民や保護者、児童アンケートでは公園やゆとりのある空間が少ないなどの意見が寄せられているため、今後とも計画的に公園整備を推進します。また、道路においても、保護者アンケートでは歩道や自動車道などの整備に対する意見が多くありました。引き続き、これらを解消するため、整備事業を推進します。

環境施策	公園整備と利用促進
	<ul style="list-style-type: none">◆ 公園や広場などゆとりのある空間を創出するため、計画的な公園整備を推進します。◆ 町民参加型で、公園管理を実施できるよう推進します。

環境施策	道路整備と緑化の推進
	<ul style="list-style-type: none">◆ 道路の安全性、利便性の向上を図るため、道路整備を推進します。◆ 沿道景観、環境保全を図るため、道路の緑化を推進します。◆ 都市基盤施設として位置づける道路は、上里町都市計画マスタープランに基づいて、計画的な整備を継続します。



公園の美化活動

施策方針⑦：きれいな環境の保全と創出

近年、不法投棄は減少傾向にあります。ごみのポイ捨てやペットのフンの始末などがみられます。防止のための啓発活動に努めるとともに、町民や事業者と協力して対応します。また、空き地の雑草などの管理についても意見が寄せられており、継続して啓発します。

環境施策	環境美化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民・事業者と協力した清掃活動を継続します。 ◆ ごみのポイ捨て防止の啓発に努めます。 	

環境施策	不法投棄の防止と回収
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民、関係機関と協力して不法投棄物の回収に努めます。 ◆ 不法投棄禁止を促す看板の設置などを行います。 ◆ 不法投棄が行われないよう、除草などの適正な管理を土地所有者に要請します。 ◆ 不法投棄防止のためのパトロールを強化します。 ◆ 継続的に不法投棄が行われている場所については、監視カメラの設置を検討します。 	

環境施策	マナーの行き届いたペット飼育
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 飼い犬のフンの始末が行われるよう、看板の設置などの啓発活動を推進します。 ◆ ペットが適正に飼われるよう、啓発活動を推進します。 ◆ 広報や回覧などで、マナー向上啓発に努めます。 	

環境施策	空き家・空き地の適正管理の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空き家・空き地の適正管理が行われるよう、啓発活動を推進します。 ◆ 空き家・空き地の実態を把握し、所有者に対して適正な管理を促します。 ◆ 空き家・空き地の不適正な管理の対策などについて、国や県と連携して対応を検討します。 	



ペットのフン放置防止の啓発看板

基本方針 2	<p>地球温暖化対策の推進</p> <p>地球温暖化は年々進行することが懸念されるため、日常生活や事業活動において地球温暖化の防止に向けた取り組みを継続することが求められています。再生可能エネルギーや省エネルギーなど環境負荷の少ない取り組みを積極的に推進し、地球環境の保全を図ります。</p>
-----------	---

施策方針①：資源・エネルギーの有効利用

限られた資源、エネルギーの有効利用を図るとともに、町民や事業者へ啓発活動を推進します。

環境施策	再生可能エネルギー・省エネルギー設備や機器の普及
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設に再生可能エネルギー、省エネルギー設備や機器の導入を推進します。 ◆ 施設老朽化に伴う施設の更新には、再生可能エネルギー、省エネルギー設備や機器の導入を検討します。 ◆ 施設改修に際しては、LED 照明などへ切り替えを推進します。 ◆ 町民や事業者へ再生可能エネルギー、省エネルギー設備や機器の導入を推進するため、啓発活動を行います。 	

施策方針②：地球温暖化防止の対策

上里町では、省エネルギー対策として空調を灯油からエアコンへ更新、太陽光発電システムの設置などを推進し、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。今後とも地球温暖化防止のための取り組みを推進するとともに、町民や事業者に向けて普及、啓発活動に努めます。

環境施策	地球温暖化対策の推進と啓発
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、地球温暖化問題に率先して対応し、実施状況を公表します。 ◆ 電気・燃料の使用量の削減や、自動車走行距離の削減など、町民や事業者に対し、温室効果ガス排出抑制の普及啓発を図ります。 ◆ 既存緑地の保全と管理を図るとともに、公共施設や民間事業所の敷地、道路沿道の緑化を推進します。 ◆ 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき、家庭用エアコンや冷蔵庫におけるフロン回収を推進します。 ◆ 国や県などからの情報収集に努め、町民や事業者に提供します。 ◆ 家庭向けの環境家計簿^{※3}や、事業者に向けた ESCO 事業^{※4}などの啓発活動を推進します。 	

環境施策	節水、節電対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町の施設において、節水・節電に努めます。 ◆ 町民や事業者に対し、節水・節電の普及啓発活動を行います。 	

※3 環境家計簿：日常の家庭生活の中で環境にどの程度負荷を与えているか、家計の収支計算のように数値化し、環境との関わりを確認するために開発されたツールで、電気やガスを使用したときのエネルギーを二酸化炭素（CO₂）に換算して排出量を把握するものです。地球温暖化対策の一環として一般的に普及しています。

※4 ESCO 事業：顧客に対し、環境に配慮した省エネルギーと経費削減に向けた提案や設計、保証などの包括的なサービスを提供し、その効果の一部を対価として受け取る事業形態で、環境保全に貢献できるビジネスとして普及しています。

基本方針 3	<p>ごみの減量化・リサイクルの推進</p> <p>「大量生産、大量消費、対象廃棄」の生活を改め、資源を循環利用する社会への転換が進んでいます。ごみの減量化に努めるとともに、リサイクルを推進し、資源循環型社会の構築を図ります。</p>
-----------	--

施策方針①：ごみの減量化

ごみ排出量の経年変化をみると、近年は増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向を示しています。ごみの収集は、町内に設置された収集所で行い、小山川クリーンセンターにおいて処理しています。引き続き、排出量の抑制や分別回収の徹底を図ります。

環境施策	ごみの適正処理の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ マイバッグ運動や詰め替え商品の利用など、ごみの減量に向けた町民・事業者への啓発活動を継続します。 ◆ 児玉郡市広域市町村圏組合や構成市町村とごみの減量化と適正処理に向けた意見の統一化を図ります。 ◆ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な処理及び資源の循環に配慮した取り組みを進めます。 ◆ 事業者に対し、適正な産業廃棄物の処理について、県と連携を図り指導・啓発に努めます。 ◆ 災害廃棄物に対する検討を行います。

施策方針②：リサイクルの推進

アルミ缶やペットボトルなど再利用が可能なものについては、分別収集を行っています。リサイクルの状況は、平成 19 年をピークにプラスチック類の再資源化が大きく増加しました。リサイクル率は近年、やや減少傾向にあり、今後とも適正な分別収集を啓発するとともに、より有効な分別方法について検討します。

環境施策	リサイクルの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 分別収集計画に基づき、リサイクルを推進します。 ◆ 町民や事業者に対し、広報や回覧などでリサイクルの推進を継続して実施し、排出者の意識高揚を図ります。 ◆ 多様化するリサイクル方法について、排出者の意識高揚を図り、情報収集及び提供を行います。 ◆ 小山川クリーンセンターに持ち込まれた剪定枝などのリサイクルについて検討します。

基本方針4

田園環境の保全と歴史・文化の継承

上里町は、神流川、烏川に面し、農地を中心とした多くの緑があふれ、町内には多くの歴史的文化的資源が残されています。豊かな自然や美しい田園景観、歴史・文化環境を保全するとともに、次世代に継承するために環境教育や環境保全活動の活性化の推進を図ります。

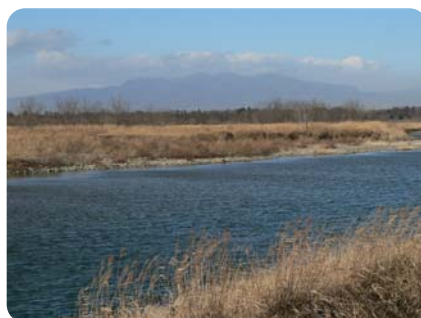
施策方針①：緑地・水・農地の保全

上里町は、農地を中心とした緑が広がり、神流川、烏川の2大河川や元小山川などの中小河川が流れ、豊かな自然環境を形成しています。町民・児童・保護者アンケートでは、自然環境について満足している方が多くいました。今後も、緑化推進とともに農地や水環境の保全に努めます。

環境施策	緑地の保全
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 維持管理している屋敷林や社寺林などの保全と活用を図ります。 ◆ 幅員が確保できる幹線道路は、植樹ますを設け、緑化を推進します。 ◆ 天然記念物に指定されている樹木の保全と管理に努めます。 	

環境施策	水の保全
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制及び基準を遵守するよう事業者には協力を求めます。 ◆ 法及び条例適用外の施設についても適正な管理を求め、水環境の保全を図ります。 ◆ 家畜ふん尿の適正処理を求め、水環境の保全を図ります。 ◆ 河川水質状況を今後とも監視するとともに、情報提供に努めます。 ◆ 適切な施肥管理を行い、河川水質や地下水質の汚濁負荷を軽減させるよう、営農指導を行います。 ◆ 町内の地下水質の水質汚濁状況について監視を行います。 ◆ 下水道の整備を継続して推進します。 ◆ 下水道処理区域内では、意識啓発やPR活動により、接続率の向上を図ります。 ◆ 汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新を促進します。 ◆ 浄化槽の管理について、指導の徹底に努めます。 	

環境施策	農地の保全
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 遊休農地については担い手による利用促進に努めます。 ◆ 個人や団体による町民農園運営を検討します。 ◆ 県や農業団体などと協力して、就農者の確保に努めます。 	



神流川と赤城山

施策方針②：動物・植物の保全

上里町で確認されている動植物の生息・生育状況を把握し、その環境の保全と創造を図ります。また、町や事業者による開発が行われる際には、動植物への配慮を推進するほか、情報収集や啓発活動を推進します。

環境施策	動物の保全
	<ul style="list-style-type: none">◆ 町内に生息する動物の状況を把握し、生息地の保護などを推進します。◆ 動物の生息地や郷土種に配慮した植栽緑化を進めます。◆ 学校における自然環境学習として、地域に生息・生育する生きものを観察し、自然環境を保全する意識の醸成を図ります。◆ 重要な動物や上里町を特徴づける種の保全に関する情報収集に努め、町民、事業者に対する啓発活動を推進します。◆ 開発が行われる際には、動物の状況を把握し、保全に努めます。

環境施策	植物の保全
	<ul style="list-style-type: none">◆ 町内に生育する動植物の状況を把握し、生育地の保護などを推進します。◆ 動物の生息、郷土種に配慮した植栽緑化を進めます。◆ 学校における自然環境学習として、地域に生息・生育する生きものを観察し、自然環境を保全する意識の醸成を図ります。◆ 重要な植物及び上里町を特徴づける種の保全に関する情報収集に努め、町民、事業者に対する啓発活動を推進します。◆ 開発が行われる際には、植物の状況を把握し、保全に努めます。

施策方針③：歴史・文化環境の保全

上里町には、浅間山古墳をはじめとする 52 件の指定文化財があります。数多くの文化財を保護するとともに、人と自然とのふれあい活動にかかわる資源として有効活用していくことが必要です。また、上里町ガイドマップなどを配布し、町内に残る歴史・文化財を広く周知させる取り組みを推進します。

環境施策	文化財の保護と活用
	<ul style="list-style-type: none">◆ 町内に存在する数多くの文化財を保護するとともに、その有効活用を継続して図ります。◆ 文化財についてその活用が円滑に図られるよう、整備を行います。◆ 観光マップなどを配布し、歴史・文化環境に対する普及、啓発活動を積極的に推進します。◆ 郷土資料館の充実を図り、文化財などの公開を継続して実施します。



県指定文化財
陽雲寺の銅鐘

施策方針④：景観の保全

上里町の景観資源は、神流川、烏川の水辺や田園風景のほかに、「ほたるの里」のホテルなどがあげられます。これらを今後とも保全していくとともに、有効活用を図ります。

環境施策	景観資源の保全と活用
	<ul style="list-style-type: none">◆ 町内の景観資源を保全するとともに、その活用を図ります。◆ 街路の整備にあたっては、道路標示、街路灯の修景、電線の地中化など上里町を特色づける周辺景観に配慮した整備を検討します。◆ 町民・事業者向けに景観資源の保全に関する普及啓発活動を行います。

施策方針⑤：人と自然とのふれあい活動の推進

上里町の自然は、神流川などの水辺や屋敷林などの樹林、広大な農地で構成されており、自然とふれあえる場が多く存在します。これら自然に対する理解をより一層深めるため、活動の場の提供や保全、整備を推進します。

環境施策	人と自然とのふれあい活動の場の保全
	<ul style="list-style-type: none">◆ 自然とのふれあい活動の場を保全するとともに、その有効活用を図ります。◆ 安全で快適に自然とのふれあいができるよう、施設や公園などを整備します。

環境施策	人と自然とのふれあい活動の推進
	<ul style="list-style-type: none">◆ より多くの人々が自然とふれあえるよう、ふれあい活動の情報や機会の提供を推進します。◆ 活動を推進するために自然学習などの指導者の人材育成や情報提供に努めます。



歴史と文化を学ぶガイドツアー

施策方針⑥：環境保全活動の推進

町民、事業者、町が主体となってイベントなどを開催または参加し、協力し合いながら町の環境の保全を図るとともに、環境に関する情報を積極的に提供します。

環境施策	環境教育の推進
	<ul style="list-style-type: none">◆ ほたるの里観察会や、サケの放流、農業体験などの現在行われている観察会、環境講座などを今後とも実施します。◆ 自然学習などの指導者や解説員などの人材確保、育成に努めます。◆ 学校における環境教育をより一層推進します。◆ 親子で参加できる環境学習イベントを開催します。◆ 観察会や勉強会などの新しい企画の発案に努めます。◆ 町民の自主的な環境保全への取り組みを推進します。◆ 環境の保全などに関する町民活動や、ボランティア活動に対する支援を推進します。◆ 町民が日常生活において環境配慮を自ら推進できるよう、家庭における取り組みを広報などで発信します。◆ 児玉工業団地に立地する事業所は、公害防止協定など公害防止に資する協定を締結し、環境配慮を促します。

環境施策	環境情報の収集及び提供
	<ul style="list-style-type: none">◆ 環境情報を収集し、整理するとともに広報やホームページなどを活用し、情報の提供に努めます。



環境講座の様子

第6章 環境配慮指針

将来の望ましい環境像を実現するためには、「第5章 施策の展開」で示した町の環境施策にあわせ、町民や事業者のみなさんが環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。

町民・事業者アンケートでは、日常生活や事業活動において節水・節電に心がけたり、環境に配慮した商品を購入したりするなど、積極的に取り組みを行っている結果となりました。今後も、次に示すような環境配慮指針を参考に、環境に配慮した取り組みの実践をお願いします。

■取り組み内容の例

◇ (行動内容を示します)	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
□ (具体的な取り組みを示します)				

右上の4項目は、本計画の基本方針を示します。左上に示す「行動内容」及び下欄に示す「具体的な取り組み」が、4つの基本方針のうち、どれに該当するかを整理し、特に関連する基本方針を示しました。

1. 町民の環境配慮指針

■日常生活の中では

◇ 節電に努めましょう	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> □ 照明や電気などはこまめに消しましょう。 □ 電気製品を使用しないときは、コンセントを抜いて待機電力を減らしましょう。 □ エアコンのフィルターを定期的に掃除しましょう。 □ エアコンの適温設定に努めましょう。 □ ブラインドやカーテンなどによる温度調整に努めましょう。 □ 冷蔵庫への詰め込みすぎや開け放しに気を付けましょう。 □ 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉め、待機電力を節約しましょう。 				

◇ 節水に努めましょう	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> □ 手洗い時や食器洗いなどの時は、水を流したままにしないように注意しましょう。 □ お風呂の残り湯は、洗濯水などに利用しましょう。 □ シャワーの利用時間を短くしましょう。 □ 水漏れの点検を行いましょう。 □ 雨水を植木の水まきや洗車などに利用しましょう。 				

◇ 家庭から出る汚水の抑制に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 廃油は古新聞などで吸い取ってから捨てるようにするなど、油を排水口に流さないようにしましょう。 ▫ 食器や鍋などは、汚れをふき取ってから洗いましょう。 ▫ 米のとぎ汁を植木の水やりなどの再利用に努めましょう。 ▫ 三角コーナーに水切りネットなどを付け、生ごみを流さないようにしましょう。 				

◇ 日常生活の中で、ガスや灯油などの燃料の節約に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーは、定期的に掃除しましょう。 ▫ ガスコンロの火が鍋の外へはみ出さないよう、火加減を調節しましょう。 ▫ お風呂には、家族が続けて入るようにしましょう。 ▫ 浴槽にはフタをし、お湯を冷めにくくしましょう。 ▫ お湯を沸かすときは、必要以上に沸騰させないようにしましょう。 				

■外出するときは

◇ 環境に配慮した運転の実践に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 駐停車時のアイドリングを控えましょう。 ▫ 急発進、急加速、空ぶかしを止め、定期的な点検とゆとりのある運転を心がけ、燃料消費の少ない運転（エコドライブ）を心がけましょう。 ▫ 不必要な荷物は載せないようにしましょう。 				

◇ 環境への負荷が少ない次世代自動車の購入に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ ハイブリッド自動車などの環境への負荷が少ない次世代自動車の購入に努めましょう。 				

◇ 自動車の使用を少なくするように努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 電車やバスなど公共交通機関を利用しましょう。 ▫ 近距離移動の時は、徒歩や自転車を積極的に活用しましょう。 				

◇ 街を美しく保つように努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ ペットのフンは飼い主がきちんと始末しましょう。 ▫ たばこや空き缶などのポイ捨てはやめましょう。 				

■買い物では

◇ ごみを減らすことのできる買い物に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 必要なものを必要な量だけ買うように心がけましょう。 ▫ 家族などで同じものを買わないよう心がけましょう。 ▫ レジ袋を控え、マイバックを持参しましょう。 ▫ 紙コップや紙皿などの使い捨て製品はなるべく控えましょう。 ▫ 詰め替え可能な製品や、長く使用できる製品を選びましょう。 				

◇ 環境に配慮した製品の購入に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品を選びましょう。 ▫ ノートやトイレットペーパーなどの紙製品は、再生紙を使用した製品などを選びましょう。 ▫ 省エネルギー型の機器を購入しましょう。 ▫ 食材は、地場産の農産物を積極的に取り入れましょう。 				

■公害の発生源とならないために

◇ 家庭からの悪臭の発生防止に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ ペットのふん尿などをきちんと管理しましょう。 				

◇ 自動車やオートバイからの騒音防止に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングは控えましょう。 ▫ 定期的に点検や整備をしましょう。 				

◇ 家庭からの騒音の防止に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ テレビやオーディオなどの音量は小さくし、深夜はヘッドホンなどを使用しましょう。 ▫ 音の比較的大きいエアコン、電話、換気扇、洗濯機などを使用するときは近所に迷惑がからないように注意しましょう。 ▫ ペットの鳴き声に十分注意しましょう。 ▫ 集合住宅では、足音や飛び跳ね音に注意しましょう。 ▫ ピアノなど楽器を弾くときには、防音や時間帯に注意しましょう。 				

◇ 生活排水の処理と設備の適正な管理に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 公共下水道・農業集落排水処理区域外では、生活雑排水とし尿を処理できる合併処理浄化槽を設置しましょう。 ▫ 下水道の排水柵や浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。 				

◇ 緑の管理に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 庭や空き地などは、近所迷惑にならないようにきちんと管理しましょう。 ▫ 落ち葉や生ごみなどを堆肥化し、身近な緑を育てましょう。 ▫ 庭先の緑は隣家や通行人などの迷惑にならないようきちんと管理しましょう。 				

■ごみを減らすためには

◇ ごみの減量化に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 使わなくなったものは、知人に譲ったりバザーやフリーマーケットなどを利用したりしましょう。 ▫ 生ごみはコンポストや生ごみ処理機などで処理しましょう。 ▫ 生ごみの水切りを徹底しましょう。 ▫ 電化製品は修理に出すなどして、長く使いましょう。 				

◇ リサイクルに努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ ビール瓶などは販売店に返却しましょう。 ▫ 紙類、布類、ビン類、金属類、牛乳パックなどは、集団資源回収に出しましょう。 ▫ 地域における集団資源回収や不用品交換会などのリサイクル活動へ参加しましょう。 ▫ トレイやペットボトルなどの分別回収に積極的に協力しましょう。 				

◇ ごみを適正に処理しましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ ごみは、決められた回収日に決められた方法で出しましょう。 ▫ 庭先などでのごみの焼却はやめましょう。 				

■家を管理するときは

◇ 環境に配慮した住宅づくりに努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 断熱、通風性などに配慮した住宅設計をしましょう。 ▫ ソーラーシステムなどの太陽熱利用機器や太陽光発電システムの導入を進めましょう。 ▫ 自然の光を利用しましょう。 				

■自然や地域文化を守るために

◇ 自然とのふれあいに努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 身近に生息する動物や、生育する植物と親しみましょう。 ▫ 大気浄化機能や水源涵養機能など自然が持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。 ▫ 町や環境保全団体などが実施する自然観察会や自然環境調査などへ参加や協力をしましょう。 				

◇ 自然環境を守るためのマナーの向上に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 野鳥や昆虫、植物など生き物を大切にしましょう。 ▫ 野生動物を傷つける原因となる釣り糸やごみは、きちんと持ち帰りましょう。 ▫ 敷地内やドッグランのような特定な場所以外でペットの放し飼いはやめましょう。 ▫ ペットは責任を持って飼いましょう。 				

◇ 緑などの保全に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ みんなと協力し合い、緑の保全に積極的に取り組みましょう。 ▫ 環境保全団体などが実施する緑化活動に協力しましょう。 				

◇ 地域の歴史、文化遺産の保存と継承に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 文化財や銘木などの歴史的、文化的遺産を調べましょう。 ▫ 地域のお祭りに参加しましょう。 ▫ 地域の郷土芸能に参加しましょう。 ▫ 地域に伝わる伝説や風習などを調べましょう。 ▫ 歴史や文化の香るまちづくりに参加、協力しましょう。 				

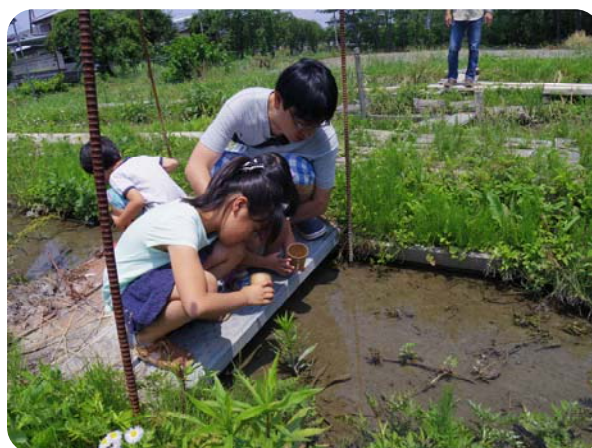
■自主的な環境保全活動を進めるためには

◇ 環境に関する情報を収集し、自主学習に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 環境問題について、家族や友人など身の回りの人と話し合しましょう。 ▫ 環境問題に関するニュースや新聞記事、町の提供する情報に関心を向けましょう。 ▫ 地球環境問題と、私たちの日常生活や事業活動の関わりについて調べましょう。 				

◇ 環境学習の場へ積極的に参加しましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 町や環境保全団体などが主催する環境学習会などへ積極的に参加しましょう。 ▫ サケの放流やホタルの観察会に参加して、自然の大切さを知りましょう。 				

◇ 日常的にできる環境保全活動に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 休日などに家族で家の周りの清掃などを行いましょ。 ▫ 環境家計簿をつけてみましょう。 ▫ ごみの分別を徹底して、リサイクルに努めましょ 				

◇ 地域や国際的な環境保全活動への参加、協力を努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 環境に関する国際協力活動へ積極的に参加しましょ。 ▫ 町や環境保全団体などが主催する環境保全活動へ参加しましょ。 ▫ グループで環境保全活動を企画して、開催しましょ。 ▫ 町や事業者が行う環境施策に積極的に発言しましょ。 				



ホタルの観察会

2. 事業者の環境配慮指針

■エネルギーや水などを使用するときは

◇ 電気・ガスなどのエネルギーの節約に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> □ 照明や電気などはこまめに消しましょう。 □ 電気製品のスイッチはこまめに消しましょう。 □ 定期的に清掃をし、電気製品の効率的な利用に努めましょう。 □ 電気製品の待機電力を減らすため、主電源を切りましょう。 □ エレベータなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。 □ エアコンの適温設定（冷房 28℃、暖房 20℃）に努めましょう。 □ クールビズ、ウォームビズを導入しましょう。 □ ガスコンロのバーナーはこまめに掃除しましょう。 □ 湯沸し器の口火はこまめに消しましょう。 □ 業務時間の合理化を図りましょう。 				

◇ 節水に努めましょう	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> □ 手洗い時や食器洗いなどの時は、水を流したままにしないように注意しましょう。 □ 雨水を植木の水まきや洗車などに利用しましょう。 □ 定期的に水漏れの点検を行いましょう。 				

■事務用品、備品などを購入するときに

◇ 環境に配慮した事務用品、備品の購入に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> □ エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品を選びましょう。 □ コピー用紙や封筒など再生紙を利用した製品を購入しましょう。 □ 電化製品を購入するときは、エネルギー効率の高い製品を購入しましょう。 □ 生分解性の高い製品を購入しましょう。 				

◇ ごみの排出が少ない事務用品、備品の購入に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> □ リサイクルが容易な素材を使用した製品を購入しましょう。 □ 過剰包装を断り、簡易包装を進めましょう。 □ 修理や部品交換が容易なものを購入しましょう。 □ トナーカードリッジのリサイクルに努めましょう。 □ 詰め替え可能な製品や、長く使用できる製品を選びましょう。 				

■物品などを廃棄するときに

◇ ごみの減量化に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 両面印刷、両面コピーを心がけましょう。 ▫ ミスコピーや使用済みコピーの裏面を利用しましょう。 ▫ 会議資料の部数、ページ数は必要最小限としましょう。 ▫ 服飾品や家具類はできるかぎり修理して、長く使いましょう。 				

◇ リサイクルに努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ ごみの分別回収ボックスを設置し、分別回収を徹底しましょう。 ▫ 空き缶や古新聞、段ボールなどの資源ごみは資源回収に出しましょう。 ▫ 不用になった事務用品などは、バザーやフリーマーケットなどを活用しましょう。 ▫ 地域における集団資源回収や不用品交換会などリサイクル活動に努めましょう。 				

◇ 排出されるごみを適正に処理しましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ ごみは、排出者の責任において、ルールを守り適正に処理しましょう。 ▫ 有害化学物質などは適正に処理しましょう。 ▫ 特定フロンを使用している冷凍、冷蔵庫やエアコンなどを廃棄するときは、適正に処理しましょう。 ▫ ダイオキシン類の発生を抑えるため、簡易焼却炉などでごみの焼却はやめましょう。 ▫ 産業廃棄物の排出は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しましょう。 				

■車を利用するときに

◇ 環境への負荷が少ない次世代自動車の導入に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ ハイブリット自動車などの環境への負荷の少ない次世代自動車を積極的に導入しましょう。 				

◇ 環境に配慮したエコドライブの実践に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ アイドリングストップを実践しましょう。 ▫ 急発進、急加速、空ぶかしを止め、定期的な点検とゆとりのある運転を心がけ、燃料消費の少ない運転（エコドライブ）を心がけましょう。 ▫ 不必要な荷物は載せないようにしましょう。 				

◇ 自動車の使用をできるだけ控えるように努め ましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 出張などはできるだけ自動車の利用を控え、公共交通機関を利用しましょう。 ▫ 近距離移動の時は、徒歩や自転車を積極的に活用しましょう。 ▫ 同じ方向へ移動するときは、相乗りするなどして自動車の使用を控えましょう。 ▫ 社内におけるノーマイカーデーなど、自家用車での通勤を減らしましょう。 				

■事務所や工場などを建設、管理するときに

◇ 周辺の環境に配慮した建築に努めま しょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場、事業場などを設置するときは、周辺の景観との調和に十分配慮しましょう。 ▫ 看板などの設置に際しては、周囲に与える影響に配慮しましょう。 				

◇ 環境に配慮した施設管理に努めま しょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 効率的な空調システムを採用しましょう。 ▫ 省電力照明機器を採用しましょう。 ▫ 断熱、通風性などに配慮した設備の導入を進めましょう。 ▫ 太陽光利用システムなどの自然エネルギーの導入を進めましょう。 ▫ 工場排熱など未利用エネルギーの有効利用を進めましょう。 				

◇ 生活排水の処理と設備の適正な管理に努め ましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 下水道・農業集落排水処理区域外については、合併処理浄化槽を設置しましょう。 ▫ 下水道の排水柵や浄化槽は定期的に点検、清掃しましょう。 				

◇ 工場、事業場の緑化に努めま しょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場などの敷地内は緑化を進めましょう。 ▫ ベランダや屋上の緑化を進めましょう。 				

◇ 屋外照明の適正化に努めま しょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 光害防止のため、照明の時間帯や場所、照明方法に配慮するなど、野外照明の適正化を進めましょう。 				

■悪臭や騒音、振動などをなくすために

◇ 工場、事業場における悪臭防止対策の徹底に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ ばい煙発生施設を適正に管理し、大気汚染物質の削減に努めましょう。 ▫ 臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納し、脱臭装置を設置しましょう。 ▫ 作業時などに悪臭を発生させないよう、職員などへ技術的指導を徹底しましょう。 				

◇ 業務車両などの騒音、振動防止に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングはやめましょう。 ▫ トラックなどの大型車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分注意しましょう。 				

◇ 工場、事業場における騒音、振動防止の徹底に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 防音施設などを整備しましょう。 ▫ 低騒音、低振動型の機器を導入しましょう。 ▫ 施設の管理を徹底しましょう。 				

■自然や地域文化を守るために

◇ 自然の重要性を認識しましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場、事業場周辺の動植物の分布について把握しましょう。 ▫ 大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。 				

◇ 自然環境に配慮した事業活動に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 事業活動に伴う自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。 ▫ 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めましょう。 ▫ 事業所内外の動植物を保護しましょう。 ▫ 町が行う自然環境保全施策に協力しましょう。 				

◇ 緑化に対する協力、支援に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 緑地管理に対する協力、支援に努めましょう。 ▫ 緑化運動への協力、支援を心がけましょう。 ▫ 緑化基金などに協力しましょう。 				

◇ 地域の歴史、文化遺産の保存と継承に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 歴史的、文化的遺産の保全に協力、支援しましょう。 ▫ 地域の祭りに参加、協力しましょう。 ▫ 地域の郷土芸能の保全と継承に協力、支援しましょう。 ▫ 歴史や文化の香るまちづくりに参加、協力しましょう。 				

■地球環境を良くするために

◇ 事業活動における二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場、事業場における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を進めましょう。 ▫ 原材料や製造、輸送過程で温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。 				

◇ 二酸化炭素の吸収源として、森林の保全と創出に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 地域や地球規模での森林の保全と創出に協力しましょう。 				

◇ フロンガスの排出防止に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ フロンを使用している機器の飛散防止措置などを徹底しましょう。 ▫ 冷凍機などフロンを使用した機器の廃棄時は、フロン回収を行いましょう。 				

◇ 環境に関する国際協力活動への貢献に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 環境保全技術の移転を進めましょう。 ▫ 外国人研修生の受け入れを進めましょう。 ▫ 環境保全対策の指導員の派遣を進めましょう。 				

◇ 地域環境保全のための技術開発に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 開発途上国に適した大気汚染、水質汚濁など公害防止技術の研究開発を検討しましょう。 ▫ 地球温暖化防止などの環境保全技術の開発を検討しましょう。 				

◇ 地球環境に配慮した事業活動に努めましょう。	生活環境	地球温暖化対策	ごみ・リサイクル	田園環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 海外進出時にあたっては、十分な環境保全対策や環境配慮を実践しましょう。 				

■環境配慮を実践するために

◇ 職場における環境教育の推進に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 環境に関する情報を収集し、社員に提供しましょう。 ▫ 職場において環境に関するセミナーや講演会などを開催しましょう。 				

◇ 環境保全活動に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 町や環境関連団体などが行う環境学習会などへ協力・支援をしましょう。 ▫ 職場でできる環境保全活動を実践しましょう。 ▫ 河川の水質改善に関する活動へ参加、協力しましょう。 ▫ 緑を守る運動などに参加、協力しましょう。 				

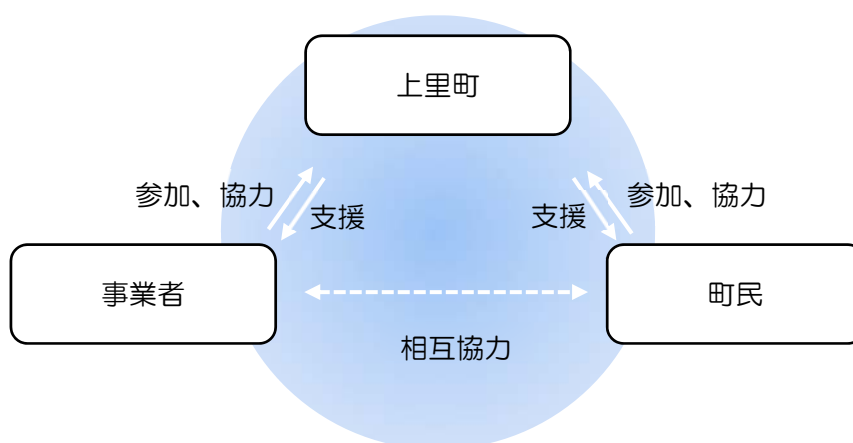
◇ 環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動に努めましょう。	生活 環境	地球温暖化 対策	ごみ・ リサイクル	田園環境の 保全
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 環境情報を広く公表しましょう。 ▫ 環境に配慮した行動に関するマニュアルや指針を作成しましょう。 ▫ 環境保全に関する基本方針や行動指針を定めましょう。 ▫ 環境保全のための担当部署や専任者の設置を検討しましょう。 ▫ 環境管理システムの導入に努めましょう。 ▫ 事業の計画段階で自主的に環境への影響を検討しましょう。 ▫ 事業実施後の環境への配慮を把握し、必要に応じて適切な対策を行いましょう。 				

第7章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

望ましい環境像の実現のためには、町民・事業者・町が連携して各種施策に取り組む必要があります。また、環境が対象となる分野は広く、多くの関係機関や自治体との連携、協力も不可欠です。

したがって、本計画の目的や内容を周知させ、連携を強化し、施策や環境配慮が適切に運用されるように進めていきます。



(1) 庁内体制

本計画の各種施策が計画的に進行するよう、取り組み内容を充実させ、内容について町民や事業者へ普及、啓発活動を推進します。

(2) 国や県、関係機関、関係自治体との連携、協力

河川の問題やごみ処理など、広域的な取り組みが必要な場合は、国や県、関係機関、関係自治体と連携、協力しながら取り組みます。

(3) 町民、事業者との連携、協力

町民・事業者・町それぞれが環境保全活動などを行う場の提供や機会を創出し、各主体の参画を図り、各取り組みを展開します。

(4) 上里町環境審議会

計画の進捗状況や推進の方向性について、意見や提案を述べます。また、計画の策定にあたっては、町長からの諮問に対し、調査・審議し、答申します。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し、改善）」のPDCAサイクルに基づいて実施します。

計画の実効性を確保するため、定期的な点検・評価を行い、必要に応じて改善するとともに、進捗状況について公表し、町民・事業者と情報共有に努め、継続的な運用を図ります。

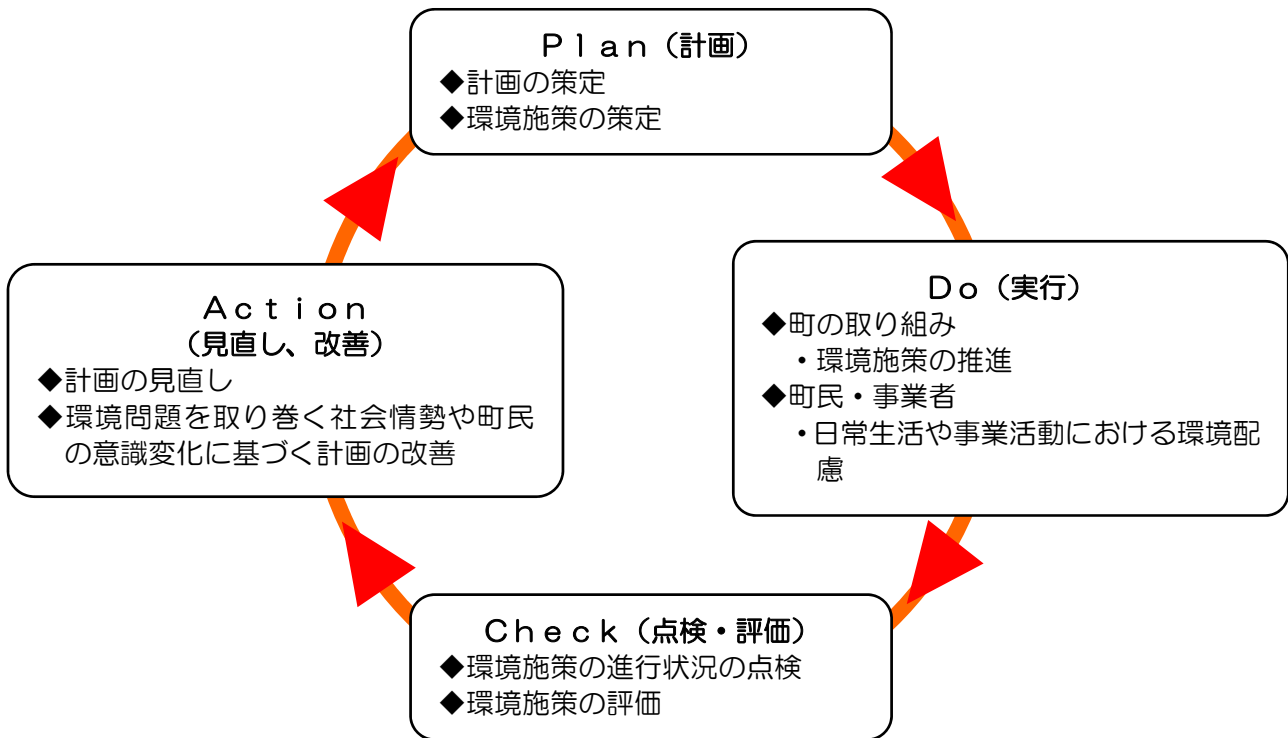


図 PDCA の考え方

資 料 編

資料1 上里町環境基本計画策定の経緯

【平成27年度】

期日	内容等
平成27年8月19日	第1回上里町環境基本計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・上里町環境基本計画について ・環境に関するアンケート調査について ・環境施策に関するヒアリング調査について
9月上旬～中旬	環境に関するアンケート調査
12月2日～4日	各課ヒアリング
12月28日	第2回上里町環境基本計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・上里町の環境に関するアンケート調査の報告について ・各課ヒアリングの報告について ・第2次上里町環境基本計画の基本方針について
平成28年3月16日	第3回上里町環境基本計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次上里町環境基本計画骨子（案）について

【平成28年度】

期日	内容等
平成28年10月28日	第4回上里町環境基本計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次上里町環境基本計画の素案について
平成29年1月18日	第1回上里町環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次上里町環境基本計画（素案）について
1月20日	第5回上里町環境基本計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次上里町環境基本計画について
2月7日	第2回上里町環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次上里町環境基本計画（案）の諮問及び審議会からの意見について <p>答申「第2次上里町環境基本計画（案）について」</p>

平成12年9月13日条例第26号

改正

平成13年3月12日条例第8号

平成26年1月1日横書き施行

○上里町環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第16条）

附則

私たちのまち上里町は、埼玉県の最北端に位置し、町の半周を烏川・神流川に囲まれ豊かな自然に恵まれています。

古代の人々の生活は、遺跡から出土している数々のものから推測すると、古くからこの地において暮らしが営まれ、自然豊かな生活を送っていたことがうかがい知ることができます。

町内に点在する雑木林などの自然と共に歩む暮らしは、私たちの心にふるさとの風景を深く刻んでいます。

今日まで、地域に密着した伝統芸能や、歴史・文化も育まれ、自然・歴史・文化の調和がとれた町として着実に発展を続けています。

しかしながら、急激な人口増加や都市化の波により、豊かな自然が徐々に失われ、環境への負荷を生じさせる社会経済活動や、生活様式の変化に伴う、都市生活型公害や廃棄物問題なども深刻化しています。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる循環型社会の構築を目指し、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有しています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあることを自覚し、自らの社会生活や経済活動を見直すとともに、環境は全ての生命を育む母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っていることを認識しなければならない。

私たちは、「豊かで活力のある生活文化都市」を将来像とし、健康で恵み豊かな環境を保全し、創造するために、たゆまない努力と英知を結集し、現在及び将来の町民の安全で健康かつ文化的な生活を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を確保し、現在及び将来の町民の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物を含むものをいう。）に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、町域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定及び実施する責務を有する。

2 町は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

（町民等の責務）

第5条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 町民及び、土地、建物その他の物件を所有し、占有し又は管理する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため次に掲げる事項に努めなければならない。

（1） 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

（2） 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

（3） 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する義務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 旅行者その他の滞在者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(町の基本的施策)

第8条 町は、環境の保全及び創造を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 大気、緑地、河川、地下水、土壌等の自然的構成要素の保全に関する事。
- (2) 野生生物の種の保存、生態系の保護等生物の多様性の確保を図るとともに、森林農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関する事。
- (3) 町民が安全で健康に暮らせる潤いと安らぎのあるまちの創造、地域特性を活かした良好な景観及び歴史・文化遺産の保全に関する事。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関する事、並びに地球環境保全の貢献に関する事。
- (5) 町民及び事業者が環境の保全及び創造に自主的かつ積極的に取り組めるよう、系統的な環境学習の推進に関する事。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため上里町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるよう努める。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 施策の基本方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、上里町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(規制、助成等の措置)

第10条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 町は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、測定等態勢の整備)

第11条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する態勢の整備に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第12条 町は、町民及び事業者が環境保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 町は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するものとする。

(町民及び事業者の自主的な活動の促進)

第14条 町は、町民及び事業者が自主的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の

提供等の必要な措置を講ずるものとする。

(町民及び事業者との連携)

第 15 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等町民及び事業者との連携に努めるものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第 16 条 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取り組みを必要とする施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 12 日条例第 8 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

資料3 上里町環境審議会条例

昭和46年7月23日条例第16号

改正

平成6年6月21日条例第11号

平成26年1月1日横書き施行

○上里町環境審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、上里町環境審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、環境に関する基本的事項を調査審議するため、附属機関として上里町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項第2号により委嘱された委員以外の委員がそれらの職を失ったときは、同時に委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に委員の互選により会長を置く。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認められるときは、関係者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月21日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の上里町公害対策審議会条例の規定による公害対策審議会及びその委員は、それぞれ環境審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

資料4 上里町環境審議会委員名簿

氏名	区分	所属等
戸矢 隆光	議会議員	町議会議員
沓澤 幸子		
植原 育雄		
飯塚 賢治		
野澤 章夫	知識経験者	医師
高田 淳		薬剤師
村上 正吾		埼玉県環境科学国際センター
◎ 百花 博美	関係団体の代表者	区長会
蓮 博政		農業協同組合
○ 金井 明		農業委員会
木村 芳雄		商工会
秋山 拓司		工業会
相川 裕見子		女性団体連絡協議会
佐藤 幸男		労働団体
須藤 勉		行政機関

◎：会長、○：会長代理

資料5 上里町環境基本計画等策定委員会設置要綱

○上里町環境基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 上里町環境基本条例第9条第1項の規定により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上里町環境基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 施策の基本方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、副町長をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する部会員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

5 その他部会に関し必要な事項は、部会長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、くらし安全課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

資料6 上里町環境基本計画等策定委員会委員名簿

役 職	委 員
委員長	副町長
委員	総務課長
//	総合政策課長
//	くらし安全課長
//	町民福祉課長
//	子育て共生課長
//	健康保険課長
//	高齢者いきいき課長
//	まち整備課長
//	産業振興課長
//	議会事務局長
//	学校教育課長
//	生涯学習課長
//	郷土資料館長
//	上下水道課長
事務局	くらし安全課

第2次上里町環境基本計画

平成29年3月

発行：上里町

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 番地

電話：0495-35-1221（代） FAX：0495-33-2429

編集：上里町くらし安全課
